



ディスクロージャー誌2026



三崎公園 いわきマリンタワー

いわき信用組合

# Contents もくじ

|           |    |
|-----------|----|
| ごあいさつ     | 2  |
| 事業方針及び概況  | 3  |
| 経営管理体制    | 4  |
| いわしんの概要   | 12 |
| 業務のご案内    | 23 |
| 手数料一覧     | 25 |
| 自己資本充実の状況 | 26 |
| 財務情報      | 33 |
| 店舗のご案内    | 46 |

## いわしんプロフィール

(令和8年3月31日現在)

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 名 称         | いわき信用組合                |
| 本 店 所 在 地   | 福島県いわき市小名浜<br>花畑町2番地の5 |
| 創 立         | 昭和23年7月31日             |
| 預 金         | 1,350億6,260万円          |
| 貸 出 金       | 1,120億5,122万円          |
| 自己資本        | 180億2,237万円            |
| 組 合 員       | 41,567名                |
| 出 資 金       | 162億712万円              |
| 店 舗 数       | 15店                    |
| 常 勤<br>役職員数 | 160名                   |



いわしんのシンボルマークは“いわき”の頭文字“i”をモチーフに“いいひと、いいまち、いい暮らし”の意を表し、三つ重ねることで『お客様』『職員』『いわしん』が三位一体となって歩む姿を表現しており、右上がりのデザインは、躍進・向上を表現して地域、そしてお客様と共存共栄していく姿をイメージしております。



# ごあいさつ



組合員の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和6年11月15日に公表いたしました一連の不祥事件により、当組合を信頼しお取引いただいた組合員並びにお客様、地域の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

これにより当組合は、令和7年5月29日付で東北財務局より業務改善命令を受け、令和7年10月31日には金融庁より一部業務の停止命令を含む行政処分を受けました。これらを受け、現在当組合では、金融庁に提出しました「業務改善計画」並びに「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」に基づき、経営管理態勢（ガバナンス）、法令等遵守態勢（コンプライアンス）、内部管理態勢、内部監査態勢等の強化・充実、反社会的勢力の遮断に向け、役職員一丸となって取り組んでおります。

一連の不祥事件の経営責任の明確化のために、旧経営陣に対し、令和7年12月19日に福島地方裁判所いわき支部に民事訴訟を提起いたしました。旧経営陣に対する刑事告訴及び一連の不祥事件に関与した当組合債務者（迂回融資・無断借名融資の資金を提供した先）や反社会的勢力等に対する法的措置についても、弁護士と協議を進めております。

また、組合員並びにお客様、地域の皆様の信頼回復に向けた、健全かつ適切な業務運営の確保のため、常勤監事と非常勤監事の連携強化を図るとともに、第三者による検証態勢の整備のために経営監視委員会を設置いたしました。これにより、執行部（常勤理事）による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から、ガバナンス態勢の現状の検証・評価、課題改善に向けた提言のほか、地域住民・経済界の視点から当組合に対する評価・提言をいただき、適宜対応しております。

当期の決算におきましては、預金減少に伴う上部団体からの資金調達に係る利息負担や、厳格な債務者区分の見直しによる与信コストの増加等により赤字決算となりました。この当期末処理損失金は、これまで積み上げてきた内部留保を取り崩し、翌期へ繰り越すことなく処理することができましたが、内部留保を取り崩したことで、法令により配当金のお支払いが制限されることになりました。そのため、当期の出資金の配当につきましては、誠に遺憾ながら2期連続の無配とさせていただくこととなりました。組合員の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後の「業務改善計画」並びに「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」の進捗状況につきましては、適宜ご報告することで透明性を高めてまいりますので、今後とも皆様には、「新生いわしん」の取り組みをより深くご理解いただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

いわき信用組合

理事長

金 成 茂

# 事業方針及び概況

## 経営理念

### 『地域貢献・共創』『健全経営』『協同一致』をもって経営理念とする

“私たちは、相互扶助の精神のもと、役職員個々が一体感を持って、健全経営に取り組み、地域の皆様と共に成長し、地域の発展に貢献します”

#### 地域貢献・共創

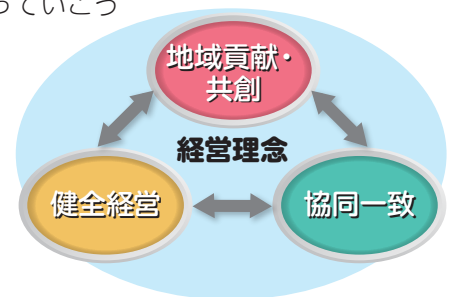
- ・地域との“つながり”を大事にしよう
- ・地域の発展のためになる仕事をしよう
- ・ふるさと“いわき”を豊かに、地域の皆さんを幸せにしよう

#### 健全経営

- ・地域密着主義の徹底による収益性と健全性の伴った強固な経営基盤を作っていこう
- ・ガバナンス・経営管理態勢の再構築を実現しよう
- ・強固なコンプライアンス態勢を築いていこう

#### 協同一致

- ・役職員個々がお互いを認め合い、やりがいと誇りを持てる職場にしよう
- ・常に高いコンプライアンス意識を持って、風通しの良い職場にしよう
- ・一つ一つの業務に一体感を持って取り組む組織にしよう



## ソーシャル・キャピタルを基軸にした経営方針

いわしんは、「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）」を経営方針の基軸に据えて様々な実践に取り組んでいます。

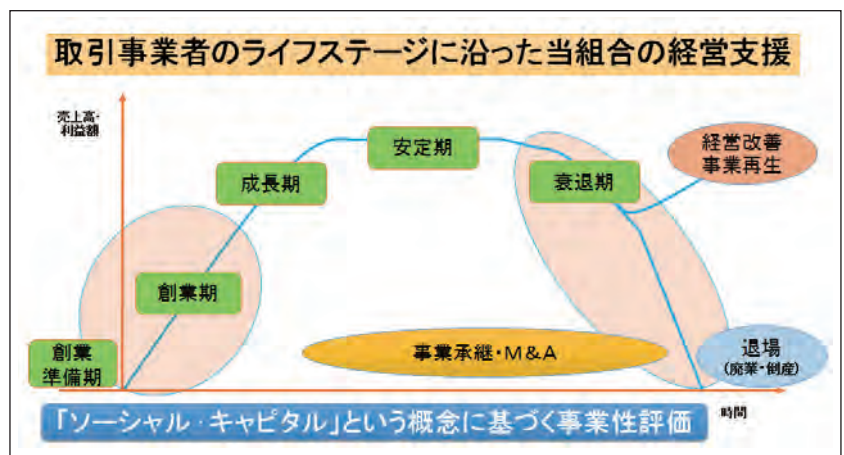
企業であれ個人であれ、事業活動や暮らしの営みは、人を介した「つながり」によって成り立っています。

いわしんが考える「ソーシャル・キャピタル」とは、地域における人と人との結びつきを「資本」と捉えるものです。企業も人間のライフステージと似ています。企業は、社員はじめ社内外の関係者との様々な人とのつながりや地域社会とのつながりの中で、事業活動を営んでいます。いわしんを含め企業・事業者は、事業を展開する仕組みを通して地域の多くの人たちに影響を与える存在です。

いわしんは、「ソーシャル・キャピタル」を基軸に取引先との信頼関係の構築に努めています。それをベースに、様々なライフステージにある企業・事業者の内容や成長可能性などを十分に把握して『お取引先のために役に立つ』対応の実践に努めています。

#### ◆ソーシャル・キャピタルとは

人と人との結びつきを「資本」と捉える考え方。ソーシャル・キャピタルが蓄積され、濃密であればあるほど、関係相互のやりとりから「互酬性の規範」が生まれる。この規範が醸成されたコミュニティでは他人への不信と警戒が和らぎ、治安、経済、教育、幸福感で好影響が循環し、結果、社会の効率性は高まるとされています。



# ◆ 経営管理体制 ◆

いわしんは、今般の一連の不祥事件にかかり、ガバナンス態勢・コンプライアンス態勢含め経営管理体制が全く機能しておらず、業務改善命令や行政処分が発令されるような事態を招いたことを重く受け止め、経営管理体制を抜本的に見直しを行い、お客様はじめ地域の皆様から再び信頼をいただける組織作りを行っていきます。

## コンプライアンス（法令等遵守）体制

いわしんは、地域の経済・社会の健全な発展に資するため、業務の健全経営と、より透明度の高い業務運営を目指す中で、法令等遵守と高い企業倫理の確立が重要であると考え、コンプライアンス態勢の把握・評価や事案の防止策対処策等の検討・評価等を協議する「コンプライアンス委員会」の運営方法の見直しを行うほか、体制の整備・確立のため、以下の施策を実施してまいります。

- (1) 理事長による経営改革の断行、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージの定期的発信  
全役職員の法令等遵守および反社会的勢力遮断の意識向上を図り、経営トップが企業風土の変革を牽引していく。
- (2) コンプライアンス推進態勢の強化  
コンプライアンス推進機能の強化を図るためコンプライアンス統括部を独立・新設し、組織内でのコンプライアンス推進を牽引していく。
- (3) コンプライアンスプログラム、反社会的勢力対応に関連する規程等の見直し  
全組合的にコンプライアンスの取組みを推進できるよう、重複する内容を整理し、規程等の統一化とより実践的な内容への見直しを図る。
- (4) 全役職員のコンプライアンスマインドの醸成（再教育）  
法令等の基本的な理解度や遵守意識の向上を図り、不正の兆候に対するリスク感度を高めるなど、コンプライアンス統括部および総務部が主体となり再教育を実施していく。
- (5) 不祥事件等に対する公正・厳正な処分の徹底と職員への周知  
不祥事件やハラスメント事案が発生した場合、内部調査を適時適切に行い、顧問弁護士に相談のうえ、就業規則に基づく懲戒処分を厳正に行う。
- (6) 役職員が不祥事等について安心かつ躊躇なく相談・通報できる相談窓口の構築  
これまでの公益通報等相談窓口のほか、利害関係のない法律事務所を窓口とする外部通報制度も構築し、役職員が心理的安全性を確保したうえで通報できる体制を整備する。
- (7) 企業風土の再構築  
旧経営陣における異常な上意下達文化の根絶、役職員の心理的安全性確保、風通しの良い職場環境の構築のための取組みを実施していく。
- (8) 特定の役職員による人事権掌握の防止  
職員の処遇・異動先決定にあたり、特定の役職員の恣意性が入らないよう、全常勤理事による合議を経て決定することを徹底する。
- (9) 若手・中堅職員による「いわしん再生・改革プロジェクト」の創設  
若手・中堅職員からの企業風土改革や業務面での改善等、多岐にわたる意見・提案を真摯に受け止め、施策に適切に反映していく。
- (10) 職員の職場離脱及び長期在籍職員の人事ローテーションの実施  
不祥事件の隠蔽や発覚逃れの対策として、職員の職場離脱及びその間における業務取扱状況の検証の徹底を図ることで、新たな事案の発生防止に努めていく。

## コンプライアンス基本方針

1. 当組合は金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、諸規定等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての基本姿勢

当組合は、反社会的勢力との関係を一切遮断します。反社会的勢力からの不当要求は拒絶し、反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対行いません。

### 2. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。万一、取引先が事後的に反社会的勢力であると判明した場合には、担当理事へ速やかに報告し、取引を解消します。

### 3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、安全・安心な金融サービスを提供するための施策を速やかに実行します。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、組織として断固たる態度で対応します。

### 5. 役職員の安全確保

当組合は、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応します。

## 反社会的勢力遮断への取り組みプラン

当組合は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求に毅然として対応する強靱な組織を構築するため、以下の通り取り組みプランを策定し、今後役職員一丸となって履行いたします。

### 1. 私たちは反社会的勢力との取引を遮断します

- ①反社会的勢力との預金取引をはじめ一切の取引関係の解消を図ってまいります。
- ②融資取引については、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用し解消を図ってまいります。
- ③取引開始時のチェックを徹底し、反社会的勢力との取引を入口で阻止します。

### 2. 私たちは反社会的勢力に強い組織を作ります

- ①「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守します。
- ②役職員への指導を担う警察OBを採用します。
- ③反社会的勢力への法的対応のため、法律事務所と契約します。
- ④内部監査の内容や方法を見直し、監査態勢を強化します。
- ⑤「反社会的勢力対応マニュアル」を実践的な内容に再整備のうえ、研修を定期的を実施します。

### 3. 私たちは外部専門機関と連携強化します

- ①新たな法律事務所を外部通報窓口とし、役職員間での相互監視体制を強化します。
- ②暴力追放運動推進センター等が行う地域・職域の暴力団排除活動に積極的に参加します。

### 4. 私たちは不正行為への責任追及を徹底します

- ①旧経営陣への法的な責任追及（民事訴訟提起・刑事告訴）を行います。
- ②不正行為に関わった反社会的勢力への責任追及を行います。

### 5. 私たちは説明責任を果たします

- ①今後、この取り組みプランの履行状況を当局へ随時報告します。
- ②その内容はホームページで公表し、組合員の皆様、お客様、地域の皆様へ透明化を図ってまいります。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ご契約内容や商品に関する相談・苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

### ●苦情処理措置

【窓 口：いわき信用組合コンプライアンス統括部】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電 話：0246-92-4111

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、**いわしん**ホームページをご覧ください。ホームページアドレス <https://www.iwaki-shinkumi.com/>

### ●紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記**いわしん**コンプライアンス統括部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

## 各種リスク管理体制

### ◆リスク管理への取組み

金融自由化の進展や金融技術の革新、規制緩和による金融機関業務拡大などにより、金融業務に付随するリスクは複雑化しております。このような環境の中、リスク管理の高度化へ向けた取組み、すなわちリスクの把握とそのコントロールが重要になってきています。

**いわしん**では、業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを定めた「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク管理の強化・充実を図っております。また、リスク管理の重要性に鑑み、経営陣が基本方針の決定に積極的に関与する体制としています。

具体的には、各リスク管理担当部署が「管理基本方針」を策定し、常勤役員と各部部長から構成される『常務会』の審議・決裁を経て、『理事会』で承認を得ることとしています。常務会、関連部長、リスク管理担当部署等は、こうして承認された基本方針に基づいて管理を行います。

その他、資産・負債を総合的に管理し、各業務部門を牽制することにより、運用戦略等の策定・実行の適正性を確保することを目的として「ALM委員会」を設置し、リスクを多面的に分析・検討を行い、協議を重ねることにより、統合的リスク管理態勢の充実に取り組んでいます。

|              |                  |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用リスク        | 定義               |      | 信用供与先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク                                                                                                                                                                                                                                                |
|              | 管理方針             |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. クレジットポリシー（融資の基本的行動指針）に基づき、厳正な与信判断及び管理を行う。</li> <li>2. 個別与信において、さまざまな角度から可否の判断を総合的に行い、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢の徹底とその実行の適切性を検証する。</li> <li>3. 与信リスク集中の排除並びに与信ポートフォリオ管理による資産の健全性の維持。</li> <li>4. 資産の健全性確保・収益力向上に向けた資産査定・信用格付制度の精緻化等に取り組む。</li> </ol>       |
|              | 管理態勢             |      | <p>営業推進部門から完全に独立した融資部を所管部署として「信用リスク管理規程」に基づき、特に大口与信先の与信状況報告並びに与信リミット案件に応じた稟議など、常勤理事・常勤監事・各部部长で構成される常務会において合議し、理事会に報告する。</p> <p>当組合の現状における信用格付取組状況より、標準的手法を採用し評価計測していますが、信用リスク計測の精緻化を鑑み、内部格付手法への移行は必須であり、現在導入に向け作業を進めている。</p>                                                                  |
| 市場リスク        | 定義               |      | 金利・有価証券等の価格・為替など様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、当組合が損失を被るリスクであり、金利リスク、株価リスク、為替リスク等からなる。                                                                                                                                                                                                    |
|              | 管理方針             |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経済・金融環境予測を前提として、適正な流動性を保持し各種リスクを回避しつつ、収益性の極大化を目的とした金融資産の総合管理を実現する。</li> <li>2. 保有有価証券のリスク量並びに評価損益等を把握し、経営体力に対し比較・検討を行う。</li> <li>3. 有価証券の種類ごと・銘柄ごとの保有限度を定め、リスクコントロールと収益の確保を目指す。</li> <li>4. 市場リスクの適切なコントロールと適正収益確保を図るため、定期的なモニタリングを実施する。</li> </ol> |
|              | 管理態勢             |      | <p>保有有価証券のリスク量並びに評価損益等を計測し、経営体力に対する影響度について、毎月常務会に報告する。</p> <p>モニタリング結果を定期的に常務会に報告し、常務会において戦略目標、リスク管理方針・管理体制、リスク限度額等を協議・決定し、理事会に報告する。</p>                                                                                                                                                      |
| 流動性リスク       | 定義               |      | 市場の混乱等により市場において取引が出来なくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる事により損失を被るリスク（市場流動性リスク）及び、当組合の財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる事により損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいう。                                                                                                                             |
|              | 管理方針             |      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営計画を踏まえた的確な資金ポジションを確保するため、預金・貸出金を日常的に集中管理する。</li> <li>2. 調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとる。</li> <li>3. 市場の状況と調達可能額を把握し、資産の流動化が円滑に行える態勢を確保する。</li> </ol>                                                                                   |
|              | 管理態勢             |      | <p>資金繰管理部門が、預貸率・支払準備率の推移並びに大口預金の流出・大口貸出の発生などの予想を日常的に把握し、定期的に流動性リスク状況を常務会に報告する。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| オペレーショナル・リスク | 定義               |      | <p>業務の過程・役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被る狭義の経営リスク。</p> <p>評価計測に当たっては、当面基礎的手法を採用する。</p>                                                                                                                                                                                                |
|              | 事務リスク            | 管理方針 | 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクをいう。当組合は、事務リスク管理の重要性に鑑み、常にリスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導を図り、厳正な事務管理に努める。                                                                                                                                                                           |
|              |                  | 管理態勢 | 内部検査による牽制機能を確保し、「事務管理マニュアル」に基づき管理を行い、その状況については、定期的あるいは必要に応じ常務会に報告し、必要ある場合は理事会に付議・報告する。                                                                                                                                                                                                        |
|              | システムリスク          | 管理方針 | システムリスクについて十分認識し、正当性・信頼性・公共性が失われることの無いように、情報資産に対して、適切な安全対策を施し、厳正に取扱うこととする。                                                                                                                                                                                                                    |
|              |                  | 管理態勢 | 「システムリスク管理規程」に則り、適切にリスク管理を行うと共に、セキュリティポリシー遵守により、適切な安全対策を確保する。また緊急時においては、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン」に則った態勢とする。                                                                                                                                                                                     |
|              | その他のオペレーショナル・リスク | 管理方針 | その他オペレーショナル・リスクは、当組合が定義したオペレーショナル・リスクのうち、事務リスク・システムリスクを除いたリスクをいう。「法務リスク」「風評リスク」などを定義しますが、リスク特定については、それぞれのリスク所管部署が洗い出しを行い、対象とするリスクを特定することとする。                                                                                                                                                  |
|              |                  | 管理態勢 | 総務部が所管し、当組合の経営方針・行動規範・遵守規則等に則り、リーガルチェックを行い、リスクを適切に把握、管理しコンプライアンス体制の構築を図る。管理状況においては、定期的あるいは必要に応じて常務会に報告する。また緊急時においては、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン」に則った態勢とする。                                                                                                                                         |

# リスク管理債権の状況

## ◆協金法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

| 区 分                   | 期 別     | 残 高<br>(A) | 担保・保証等<br>(B)                                                                            | 貸倒引当金<br>(C) | 保 全 率<br>(B+C) / (A) | 引 当 率<br>(C) / (A-B) |
|-----------------------|---------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|----------------------|
| 破産更生債権及び<br>これらに準ずる債権 | 令和7年3月期 | 7,085      | 3,540                                                                                    | 3,545        | 100.00%              | 100.00%              |
|                       | 令和8年3月期 | 8,526      | 4,239                                                                                    | 4,287        | 100.00%              | 100.00%              |
| 危 険 債 権               | 令和7年3月期 | 5,992      | 2,900                                                                                    | 996          | 65.03%               | 32.23%               |
|                       | 令和8年3月期 | 7,834      | 3,209                                                                                    | 1,761        | 63.44%               | 38.07%               |
| 要 管 理 債 権             | 令和7年3月期 | 1,370      | 686                                                                                      | 56           | 54.24%               | 8.26%                |
|                       | 令和8年3月期 | 575        | 239                                                                                      | 62           | 52.49%               | 18.57%               |
| 三月以上延滞債権              | 令和7年3月期 | 7          | 4                                                                                        | 0            | 58.76%               | 9.08%                |
|                       | 令和8年3月期 | 27         | 20                                                                                       | 3            | 86.35%               | 44.27%               |
| 貸出条件緩和債権              | 令和7年3月期 | 1,362      | 682                                                                                      | 56           | 54.22%               | 8.25%                |
|                       | 令和8年3月期 | 547        | 218                                                                                      | 59           | 50.78%               | 18.04%               |
| 不 良 債 権 計             | 令和7年3月期 | 14,447     | 7,127                                                                                    | 4,598        | 81.15%               | 62.81%               |
|                       | 令和8年3月期 | 16,937     | 7,688                                                                                    | 6,111        | 81.47%               | 66.07%               |
| 正 常 債 権               | 令和7年3月期 | 107,643    | <div>不良債権<br/>比 率</div> <div>令和7年3月期11.83%<br/>令和8年3月期15.08%</div> <div>(単位：百万円・%)</div> |              |                      |                      |
|                       | 令和8年3月期 | 95,360     |                                                                                          |              |                      |                      |
| 合 計                   | 令和7年3月期 | 122,090    |                                                                                          |              |                      |                      |
|                       | 令和8年3月期 | 112,297    |                                                                                          |              |                      |                      |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

## 適切な勧誘・募集

### 1. 金融商品にかかる勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

### 2. 保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
2. 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
3. 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4. 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等によりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
5. 法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
6. 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。

7. 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。

また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

## お客さま本位の業務運営についての基本方針

いわしんは、資産運用や資産形成にかかわる業務において、お客さまの真のニーズに応え、心から満足していただける金融商品・サービスを提供し続けるために「お客さま本位の業務運営についての基本方針」を策定しました。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによってお客さまとの信頼関係をさらに高めてまいります。

### 1. お客さまの最善の利益の追求

- ・お客さまの知識・経験・財産の状況と取引目的・ニーズを把握し、お客さまにふさわしい金融商品・サービスをご提案します。
- ・金融商品に関する重要な情報やお客さまが負担する手数料などをお客さまが理解できるように分かりやすく説明します。

### 2. 利益相反の適切な管理

- ・いわしんは、利益相反管理方針に基づき、お客さまの取引に当たっては、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、その金融商品の提案・販売が適切に行われるよう管理します。

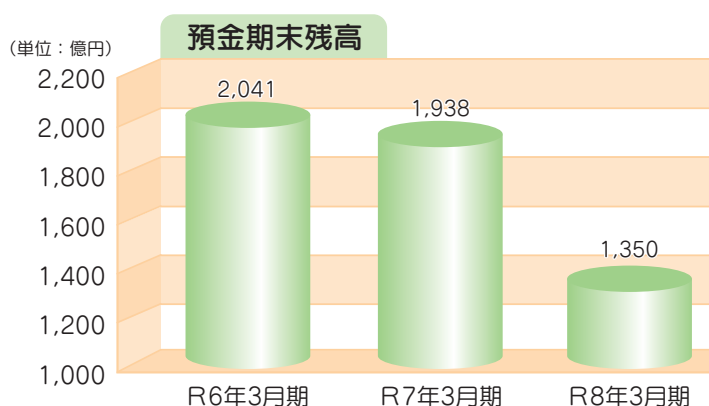
### 3. お客さま本位の業務運営を実践していく態勢整備

- ・役職員が本方針を理解し実践するように、業績評価や人材育成・販売態勢の整備に努めます。

## 令和7年度の業績

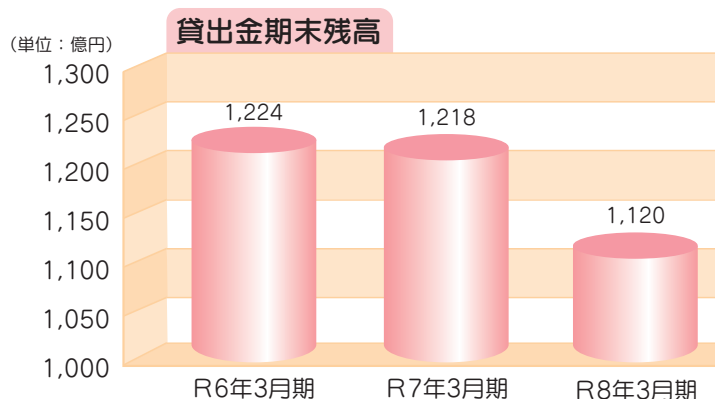
### ◆預 金

多様化する顧客ニーズへの柔軟な対応を第一義とし、地域とのつながりや信頼関係を重視した訪問活動を展開いたしましたが、今般の不祥事件報道以降、定期性預金を主に流出が相次ぎ、期末残高1,350億62百万円（前期末比30.33%減）、期中平均残高1,564億21百万円（前期末比23.92%減）となりました。



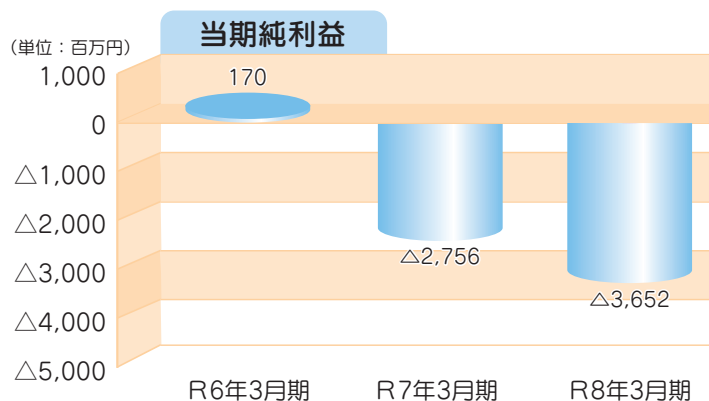
### ◆貸 出 金

地域経済復興に資する資金供給や融資条件の弾力化を含めた再生支援や創業・新事業支援を始めとする新規顧客の創造に継続して取り組みましたが、債務者区分の厳格な見直し等健全性を高める取組みを進めた結果、期末残高1,120億51百万円（前期末比8.01%減）、期中平均残高1,158億70百万円（前期末比5.33%減）となりました。



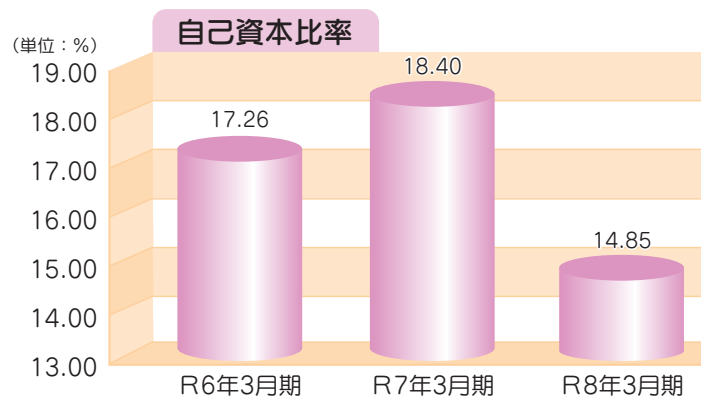
### ◆損 益

顧客ニーズへの対応及び利便性向上を踏まえ、収益力強化及び資産の健全化を経営の柱として営業推進を行いました。預金減少に伴う資金調達に係る利息増加や厳格な自己査定による与信コスト増加等により、当期純損失36億52百万円（前期末比32.49%減）となりました。



### ◆自己資本比率

普通出資金の減少と当期損失処理による内部留保の取り崩しにより自己資本が減少した結果、自己資本比率は14.85%（前期末比3.55ポイント下落）となりました。しかしながら、国内基準自己資本比率である4%は大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保持しております。



# 経営指標の推移

## ◆主要な経営指標の推移

(単位：千円)

| 区 分         | 令和3年度        | 令和4年度        | 令和5年度        | 令和6年度        | 令和7年度       |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 経 常 収 益     | 3,542,327    | 3,396,419    | 3,495,409    | 3,464,050    | 3,275,224   |
| 経 常 利 益     | 209,790      | 661,639      | 186,991      | △ 2,430,751  | △ 3,310,092 |
| 当 期 純 利 益   | 118,036      | 604,415      | 170,576      | △ 2,756,713  | △ 3,652,358 |
| 預 金 積 金 残 高 | 201,103,015  | 203,595,218  | 204,161,480  | 193,851,026  | 135,062,609 |
| 貸 出 金 残 高   | 118,734,878  | 121,323,605  | 122,486,625  | 121,814,290  | 112,051,228 |
| 有 価 証 券 残 高 | 53,561,125   | 49,155,674   | 48,876,973   | 47,450,383   | 42,684,139  |
| 総 資 産 額     | 255,681,707  | 250,720,833  | 250,667,781  | 244,443,566  | 225,736,635 |
| 純 資 産 額     | 19,926,568   | 19,416,379   | 20,991,161   | 20,075,146   | 13,629,974  |
| 自己資本比率(単体)  | 17.56 %      | 17.84 %      | 17.26 %      | 18.40 %      | 14.85 %     |
| 出 資 総 額     | 14,221,635   | 14,423,666   | 15,864,944   | 17,973,671   | 16,207,127  |
| 出 資 総 口 数   | 10,443,271 口 | 10,847,333 口 | 13,729,888 口 | 13,447,342 口 | 9,914,255 口 |
| 出資に対する配当金   | 40,754       | 45,097       | 49,261       | —            | —           |
| 職 員 数       | 183 人        | 177 人        | 176 人        | 168 人        | 155 人       |

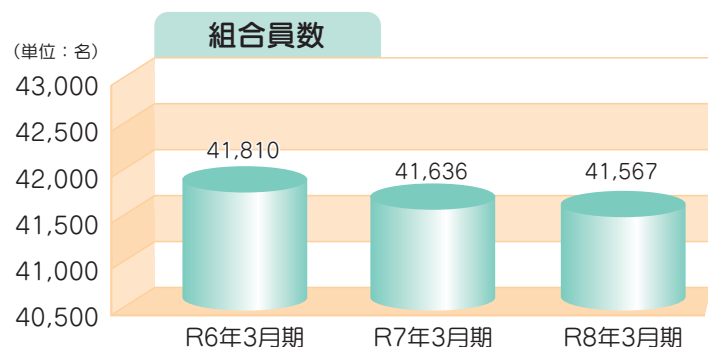
(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## ◆組合員の推移

(単位：人)

| 区 分 | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-----|--------|--------|
| 個 人 | 37,746 | 37,663 |
| 法 人 | 3,890  | 3,904  |
| 合 計 | 41,636 | 41,567 |





(注) いわしんは、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

## 東北監査法人

組 織 図 (令和8年6月末現在)



## いわしんの歩み

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 昭和23年 7月 | 「江名町信用組合」設立           |
| 27年10月   | 江名字北町へ本店移転（現江名支店）     |
| 32年 6月   | 「磐城信用組合」へ名称変更         |
| 34年 7月   | 「中小企業長官賞」受賞           |
| 39年 8月   | 現本店新築、移転              |
| 41年 9月   | 「いわき信用組合」へ名称変更        |
| 45年 5月   | 内国為替集中決済制度加盟          |
| 54年 4月   | 住宅金融公庫との業務委託契約締結      |
| 58年12月   | 創立35周年キャンペーン 預金500億達成 |
| 59年 8月   | 全銀為替へ加盟               |
| 60年 8月   | いわき・湯本信組共同オンライン稼働     |
| 平成 3年 6月 | いわき手形交換所での直接交換開始      |
| 11月      | スーパー定期取扱開始            |
| 4年 6月    | 貯蓄預金取扱開始              |
| 5年 4月    | 日銀歳入復代理店業務開始          |
| 6年 1月    | 信組全国共同センターへシステム移行     |
| 3月       | 国債窓販業務認可 預金800億達成     |
| 10月      | 外国為替取次業務開始            |
| 12月      | 懸賞金付定期「ドリームチャンス」発売    |
| 8年 1月    | 年金友の会会員向「ゆうゆう定期」発売    |
| 10年 4月   | 経営交流会「うるしの実クラブ」の設立    |
| 10年 5月   | 創立50周年記念式典            |
| 12年12月   | 投資信託窓口販売業務開始          |

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 14年 7月  | つばさ信用組合と合併           |
| 16年 5月  | IYバンク(セブン銀行)と利用提携開始  |
| 17年 1月  | 決済用預金発売              |
| 17年 6月  | 生損保窓口販売業務開始          |
| 18年 4月  | 「子育て支援応援団」発売         |
| 19年 3月  | ローンセンター（自由ヶ丘）オープン    |
| 20年 6月  | 創立60周年記念祝賀会          |
| 23年 3月  | 東日本大震災により2店舗流出被害     |
| 23年 4月  | 災害復興支援融資商品を複数発売      |
| 23年 6月  | 東日本大震災復興定期預金「希望」発売   |
| 24年 9月  | 地域復興応援商品「エール」発売      |
| 27年10月  | 「磐城国地域振興ファンド」設立      |
| 28年 2月  | 「FAAVO磐城国」設立         |
| 28年 6月  | 広野町と「地域密着連携協定」締結     |
| 28年11月  | いわき市と「地域活性化包括連携協定」締結 |
| 29年 3月  | 「信用組合農業未来ファンド」設立参加   |
| 29年 9月  | いわきFCとパートナー契約締結      |
| 令和元年 7月 | 創立70周年記念式典           |
| 3年 9月   | SDGs応援定期預金「egao」発売   |
| 4年 6月   | 「磐城国地域振興プラットフォーム」組成  |
| 5年 2月   | 「いわきFC応援口座」発売        |
| 6年11月   | 不祥事案の公表              |
| 8年 1月   | 「特別経営強化計画」の策定        |

## 総代会制度

### ◆総代会の役割

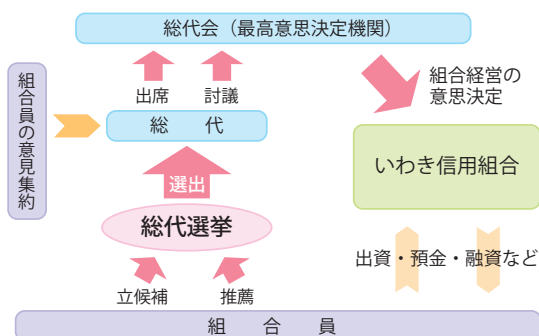
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、**いわしん**では組合員が約4万名と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しております。また、総代会は、**いわしん**の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、**いわしん**の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っております。

**いわしん**では、総代会に限定することなく、総代懇談会等を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



## ◆総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約（総代選挙規程）に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### （１）総代の選出方法

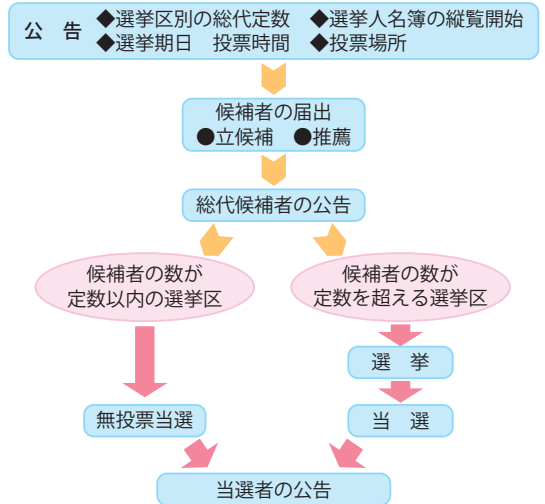
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）ごとに自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員20人以上から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公正に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

### （２）総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、**いわしん**は地区（選挙区）を5つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、130人以上160人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。（令和8年3月末現在の組合員総数は41,567人）



## ◆選挙区別総代氏名

|        |             |                                |                               |                             |                               |                             |                              |
|--------|-------------|--------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 第一選挙区  | 総代定数<br>54名 | 飯塚誠一 ⑦                         | 磐城網工(株)⑥                      | 鵜沼正人 ③                      | 大淵利男 ⑤                        | 加澤喜一郎③                      | 金成克哉 ⑨                       |
|        | 総代数<br>52名  | 金成守康 ④                         | 代渡邊正男<br>片石真也 ①               | (株)アイシン⑦<br>代熊谷敦雄<br>古長徳子 ⑦ | (株)佐藤部品商会⑤<br>代佐藤 功<br>斉藤文彦 ⑤ | (株)酢屋商店⑨<br>代野崎 哲<br>佐川貞幸 ⑦ | (株)高島屋商店⑨<br>代新妻勝人<br>作山勝広 ③ |
| 第二選挙区  | 総代定数<br>45名 | (株)ヤマダ<br>代根本弘樹<br>作山茂保 ⑥      | 黒川壽一 ⑦                        | 佐藤勲夫 ⑨                      | 佐藤幹一郎③                        | 塩 雄司 ⑨                      | 白田孝男 ④                       |
|        | 総代数<br>41名  | 鈴木巧一 ⑨                         | 佐藤正一 ⑤                        | 鈴木正一 ⑤                      | 竹中 淳 ⑥                        | 丹 孝介 ④                      | 武田正照 ①                       |
| 第三選挙区  | 総代定数<br>22名 | 長瀬喜一 ⑦                         | 新妻英昭 ⑦                        | 西山久樹 ②                      | 二瓶 充 ④                        | 根本賢明 ①                      | 比佐信之 ⑨                       |
|        | 総代数<br>21名  | 蛭田健夫 ①                         | 古川 誠 ④                        | 古谷勝一 ①                      | 増山茂樹 ⑥                        | 村上亮司 ⑥                      | 門馬成美 ⑦                       |
| 第四選挙区  | 総代定数<br>23名 | 山野太門 ⑤                         | 丸山悟史 ①                        | 代鈴木秀一<br>渡辺啓治 ③             | 代平野釣貝店⑨<br>代平野茂生<br>渡部明雄 ③    | 油座教生 ⑥                      | 吉田一巳 ③                       |
|        | 総代数<br>23名  | 吉田敏徳 ⑨                         | 吉田裕康 ①                        | 遠藤邦雄 ⑦                      | 江尻莊一 ①                        | 小平クニイ①                      | (株)あるが商店⑤<br>代有賀督夫<br>齊藤義雄 ⑨ |
| 第五選挙区  | 総代定数<br>16名 | 青木仁三 ⑤                         | 阿部貞夫 ⑨                        | 加茂博文 ⑨                      | 齊藤 晋 ④                        | 齊藤秀雄 ⑥                      | 志賀達生 ③                       |
|        | 総代数<br>15名  | (株)かねいし商店⑨<br>代山野辺正一<br>坂本光雄 ② | (株)ジョイント⑨<br>代田村慎太郎<br>佐藤 昇 ⑨ | 佐藤光子 ⑨                      | 志賀理泰 ⑨                        | 志賀達生 ③                      | 四家イサ子⑨                       |
| 第六選挙区  | 総代定数<br>22名 | 下坂 一 ⑨                         | 鈴木浄治 ⑨                        | 鈴木健仁 ⑨                      | 鈴木昭一 ②                        | 鈴木利明 ⑨                      | 鈴木幸長 ③                       |
|        | 総代数<br>21名  | 鈴木修典 ①                         | 園部嘉門 ⑤                        | 高尾 昇 ⑥                      | 高橋孝光 ⑤                        | 高木心平 ①                      | 中島章雄 ⑤                       |
| 第七選挙区  | 総代定数<br>23名 | 南雲保男 ⑤                         | 西脇大三 ⑨                        | 新妻 明 ①                      | 沼崎宏駿 ①                        | 根本行仁 ①                      | 橋本克博 ⑨                       |
|        | 総代数<br>23名  | 堀江工業(株)⑥<br>代長谷川浩一             | 松本康二 ③                        | 森田 裕 ⑤                      | 矢吹匡志 ⑨                        | 渡邊 渡 ⑦                      | 大平健司 ⑤                       |
| 第八選挙区  | 総代定数<br>22名 | 秋元英雄 ⑦                         | 稲村聡律 ②                        | 馬越幸信 ⑦                      | 大平 修 ④                        | 小野俊幸 ③                      | 櫛田康美 ⑦                       |
|        | 総代数<br>21名  | 黒金泰行 ⑨                         | 佐藤伸一郎⑤                        | 鷲 修央 ①                      | 鈴木倉巳 ⑨                        | 鈴木 敏 ③                      | 鈴木ひろみ③                       |
| 第九選挙区  | 総代定数<br>23名 | 鈴木雅之 ⑦                         | 高林一男 ⑦                        | 田巻 満 ②                      | 蛭田巨洋 ③                        | 蛭田 剛 ①                      | 船山道夫 ⑨                       |
|        | 総代数<br>23名  | 村野光助 ⑨                         | 八代昭彦 ⑤                        | 吉成和雄 ⑨                      | 磯上秀一 ④                        | 大平喜一 ⑨                      | 大平健司 ⑤                       |
| 第十選挙区  | 総代定数<br>16名 | 猪狩安弘 ⑨                         | 石田陸郎 ⑨                        | 磯上佐太彦⑨                      | 佐川修身 ⑨                        | 佐波古正彦③                      | 佐藤信一 ①                       |
|        | 総代数<br>15名  | (株)吹の湯旅館⑨<br>代若松久典<br>白石 晃 ⑥   | (株)三浦工業⑤<br>代三浦多貴子<br>鈴木孝明 ③  | 楠 淳雄 ①                      | 千葉文雄 ⑨                        | 永井隆司 ⑨                      | 中川晃一 ⑦                       |
| 第十一選挙区 | 総代定数<br>16名 | 橋本芳家 ⑨                         | 俣田君子 ⑨                        | 田村建村(株)⑦<br>代田村哲朗<br>丸山節子 ④ | 和田京司 ⑤                        | 渡邊邦雄 ④                      | 草野 正 ⑤                       |
|        | 総代数<br>15名  | 阿部正國 ⑨                         | 伊藤浩一 ⑤                        | 及川初夫 ⑨                      | (株)稲村屋 ①<br>代稲村光弘<br>根本 茂 ⑨   | 草野 正 ⑤                      | 草野 仁 ⑨                       |
| 第十二選挙区 | 総代定数<br>16名 | 佐藤憲之 ⑦                         | 大楽貞之 ⑥                        | 根本信夫 ⑨                      | 橋本 明 ⑨                        | 花澤恵子 ④                      |                              |
|        | 総代数<br>15名  | 吉田 司 ②                         | 吉田光善 ⑥                        | 渡邊修三 ⑦                      |                               |                             |                              |

注. 氏名の後に就任回数を記載しております。

## ◆通常総代会の決議事項

第78期通常総代会が、令和8年6月26日午後1時30分より、パレスいわやにて開催されました。当日は総代152名のうち、出席65名、委任状による出席75名（うち委任状による代理出席6名）のもと、全議案が可決・承認されました。

### 報告事項

第78期（令和7年度）事業報告書、貸借対照表、損益計算書の報告の件

### 議決事項

第1号議案 第78期（令和7年度）損失処理案承認の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 第79期（令和8年度）事業計画及び収支予算案承認の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 定款の一部改訂の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案 令和7年度組合員除名の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第5号議案 優先出資の一部消却の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第6号議案 任期満了に伴う役員改選の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。



## 地区別総代懇談会

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代会の開催前に毎年実施しております。

①日 時 令和8年6月11日 11時半より

場 所 八幡台やまたまや

出席者 総代44名

信用組合役職員17名

②日 時 令和8年6月12日 11時半より

場 所 パレスいわや

出席者 総代45名

信用組合役職員20名



総代懇談会 1



総代懇談会 2

## 総代の属性別構成比（令和8年6月末現在）

|      |     |       |     |
|------|-----|-------|-----|
| 総代定数 | 160 | 現在総代数 | 152 |
|------|-----|-------|-----|

### 【個人・法人別】

| 区 分 | 総 代 数 | 構 成 比   |
|-----|-------|---------|
| 個 人 | 136   | 89.47%  |
| 法 人 | 16    | 10.53%  |
| 合 計 | 152   | 100.00% |

### 【個人の男性・女性別】

| 区 分 | 総 代 数 | 構 成 比   |
|-----|-------|---------|
| 男 性 | 127   | 93.38%  |
| 女 性 | 9     | 6.62%   |
| 合 計 | 136   | 100.00% |

### 【個人の年代別】

| 区 分      | 総 代 数 | 構 成 比   |
|----------|-------|---------|
| 30 歳 代   | 2     | 1.47%   |
| 40 歳 代   | 6     | 4.41%   |
| 50 歳 代   | 24    | 17.65%  |
| 60 歳 代   | 39    | 28.68%  |
| 70 歳 以 上 | 65    | 47.79%  |
| 合 計      | 136   | 100.00% |

### 【業種別】

| 区 分       | 総 代 数 | 構 成 比   |
|-----------|-------|---------|
| 農 業 ・ 林 業 | 1     | 0.66%   |
| 漁 業       | 2     | 1.32%   |
| 建 設 業     | 37    | 24.34%  |
| 製 造 業     | 17    | 11.18%  |
| 情 報 通 信 業 | 1     | 0.66%   |
| 運 輸 業     | 9     | 5.92%   |
| 卸 ・ 小 売 業 | 32    | 21.05%  |
| 不 動 産 業   | 11    | 7.23%   |
| 宿 泊 業     | 6     | 3.95%   |
| 飲 食 業     | 4     | 2.63%   |
| その他サービス   | 8     | 5.26%   |
| 教 育 ・ 学 習 | 2     | 1.32%   |
| 医 療 ・ 福 祉 | 6     | 3.95%   |
| 無 職       | 10    | 6.58%   |
| そ の 他     | 6     | 3.95%   |
| 合 計       | 152   | 100.00% |

# 報酬体系について

## 1. 対象役員

いわしんにおける報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、いわしんの理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、いわしんでは、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。

### (2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：千円)

| 区 分 | 当期中の報酬支払額 | 総代会等で定められた報酬限度額 |
|-----|-----------|-----------------|
| 理 事 | 46,567    | 121,000         |
| 監 事 | 9,226     | 15,000          |
| 合 計 | 55,793    | 136,000         |

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事14名、監事4名です（退任役員を含む）。

### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

## 2. 対象職員等

いわしんにおける報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、いわしんの職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、いわしんの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

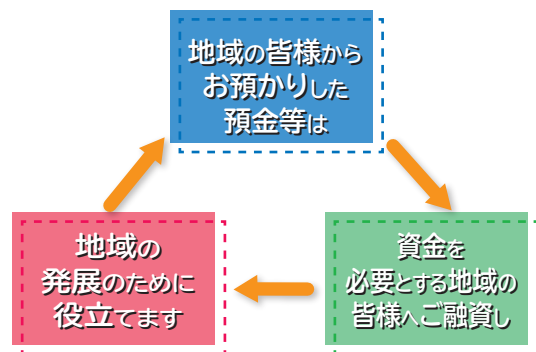
注2. 「同等額」は、令和7年度の対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. いわしんの職員の給与、賞与及び退職金はいわしんにおける「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。なお、いわしんは、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## 地域社会発展への貢献

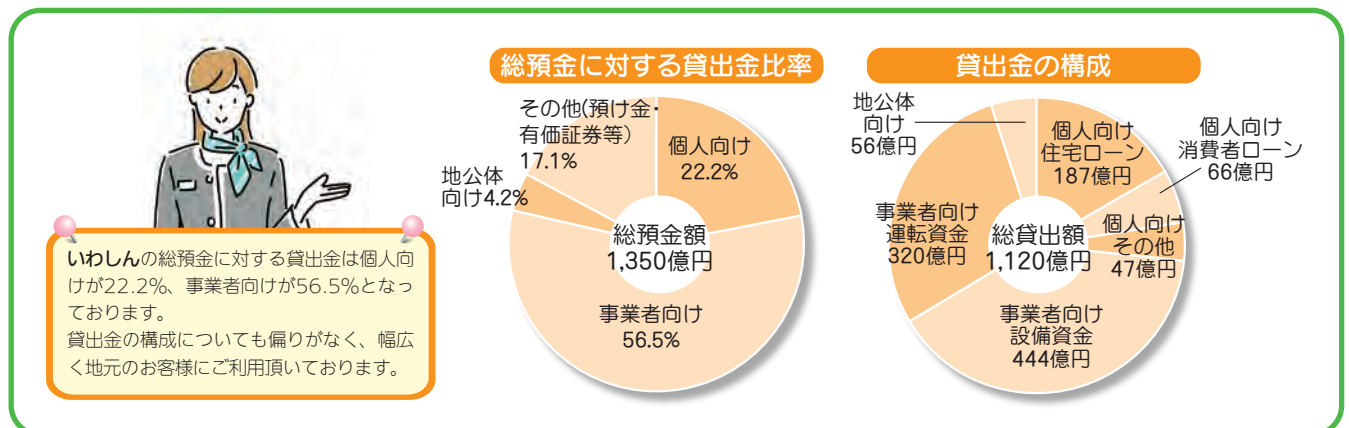
いわしんは『地域密着主義』の下に、いわき市内・相双地区を営業地区として、全15店舗を配し、地域内に居住される皆様や事業を営まれる中小事業者、並びにそこに勤務される方々を組合員として、お互いに助け合い、発展していく事を共通の理念として運営されている協同組織金融機関です。

相互扶助を基本理念に、金融の円滑化と組合員の経済的地位の向上に寄与する事を経営の基本として、信用組合としての社会的責任を果たし、地域社会の発展に大いに貢献してまいります。



## 地域経済発展への貢献

地元地域の皆様からお預かりした大切な資金(預金)は、地域経済の活性・発展のために活用させて頂いております。



いわしんでは、地域の皆様の健全な消費資金の借入れニーズにお応えするため、独自の「自動審査システム」を導入し、簡便な申込によるスピーディーな回答が可能な消費者ローンの取扱を行っております。

### 【主な消費者ローンのご利用実績】

(単位：件、百万円)

| 商品名       | 商品の概要                 | 件数    | 金額    |
|-----------|-----------------------|-------|-------|
| マイカーローン   | 自家用車の購入ほか車関連資金として     | 1,419 | 1,722 |
| フリーローン    | 消費資金の範囲内で使いみち自由の資金として | 2,245 | 1,937 |
| おとりまとめローン | 他社のキャッシングローンの借換え資金として | 447   | 1,035 |

いわしんは、福島県並びにいわき市、相双地区市町村の中小企業向け制度融資の取扱窓口となっております。

### 【主な制度資金のご利用実績】

(単位：件、百万円)

| 商品名                 | 商品の概要・対象                       | 件数  | 金額    |
|---------------------|--------------------------------|-----|-------|
| 信用組合資金              | 中小企業者で、いわしんの組合員s               | 885 | 3,234 |
| いわき市中小企業不況・倒産関連対策資金 | 「東日本大震災」により事業活動に影響を受けた法人・個人事業主 | 1   | 6     |
| いわき市中小企業融資          |                                | 3   | 19    |

## 中小企業の経営支援及び地域経済の活性化のための取り組み状況

いわしんは、協同組織金融機関としての社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、組合員である事業者との長期的な取引関係をベースに「つながり」を重視したコンサルティング機能の一層の発揮を図り、多様な仕組みを活かした金融仲介機能を高めて、地域経済の持続的な成長のために域内の事業者への経営支援の強化に取り組んでいます。

### ◆創業・新事業・起業支援

いわしんは、平成28年8月にいわき市から「認定連携創業支援事業者」に選任されました。平成29年から創業・起業ならびに新事業を志す方々を発掘し育成することを目的に、「いわき市特定創業支援事業」として『創業塾』を開催しています。令和6年5月から6月にかけておこなった第7回の創業塾には50名を超える受講生が参加しました。

専用融資商品に投資ファンドやクラウドファンディングを加えた多様な金融仲介を活用し、創業・ベンチャー支援にも取り組んでいます。

#### ▶創業支援先数及び地域振興ファンドからの投資先数（令和7年度）

|                    |         |     |
|--------------------|---------|-----|
| 創業計画の策定支援先数        |         | 1先  |
| 創業期の取引先への融資先数      | プ ロ パ ー | 3先  |
|                    | 信用保証付き  | 12先 |
| 創業に係る政府系金融機関との協調融資 |         | 1先  |
| 「創業塾」受講者数          |         | 56名 |

### ◆成長支援

いわしんは、成長段階にある取引事業先に対し、専門家相談・派遣による経営相談の実施やビジネスマッチングによる販路拡大支援に取り組んでおり、業容拡大に伴う運転資金や設備資金の提供にとどまらず、認定支援機関として補助金・助成金等の情報提供や申請に係るサポートなどをおこなっています。

### ◆経営改善・事業再生・再構築支援

いわしんは、少子高齢化の構造的な地域課題に物価高騰の影響が加わり、地域事業者の経営環境が大きく様変わりしている、との認識のもと、資金繰りの状況ならびに財務情報等の定量面や経営者自身を含む事業の定性面の実態把握に努めています。顧問契約を結んでいる専門家による常設の相談会や外部支援機関（「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」、「福島県よろず支援拠点」、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」）との連携による専門家派遣業務を積極的におこなうなど、取引先事業者の経営改善・事業再生・再構築支援に取り組んでいます。

|                |       |              |            |
|----------------|-------|--------------|------------|
| メイン先数（グループベース） | 792先  | 経営指標改善先数（割合） | 275先（28%）  |
| メイン先融資残高       | 302億円 | 上記融資残高（割合）   | 163億円（54%） |

|                | 令和6年度  | 令和7年度  |
|----------------|--------|--------|
| メイン取引先数（単体ベース） | 1,544先 | 1,443先 |
| 全取引先数に占める割合    | 61%    | 59%    |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 本 業 支 援 先 数            | 22先 |
| 本業支援先のうち経営改善提案を行っている先数 | 13先 |
| 本業支援先のうち経営改善が見られた先数    | 4先  |

いわしんは、地域事業先経営者の高齢化が進み、事業承継が喫緊の経営課題となっていることから、中小企業庁の「事業承継診断書」を用いた実態調査を行い、事業者それぞれの実状に合わせ、「常設の専門家相談」による継続した対話のほか、「福島県事業引継支援センター」や「ふくしま地域M&Aセンター」等の専門機関及び政府系金融機関との連携により、さまざまな事業承継問題の解決に取り組んでおります。



いわしんディスクロージャー2026 20

◆外部専門家・外部機関等との連携

いわしんは、2008年に中小企業・小規模事業者が抱える経営課題解決に向けた国の支援事業に参画したことを機に、顧問契約している2名の専門家による「常設の専門家相談」を毎月4回程度実施しております。加えて、「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」や「福島県よろず支援拠点」、中小企業基盤整備機構との連携により、専門家派遣制度も活用したより専門性の高いアドバイスをおこなっております。

また、商工中金と日本政策金融公庫二つの政府系金融機関と福島県信用保証協会とは緊密に連携を図りながら協調による金融支援をおこなっています。

▶課題別、コンサルティング実施回数・先数（令和7年度）

| 経営改善・事業再生 | 事業承継   | 創業・新事業 | 合 計      |
|-----------|--------|--------|----------|
| 58回（12先）  | 1回（1先） | 3回（1先） | 62回（14先） |

▶上記のうち、外部機関と連携した専門家派遣実施回数・先数（令和7年度）

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 福島県よろず支援拠点        | 5回（4先） |
| 福島県事業承継・引継ぎ支援センター | 1回（1先） |

◆取引先のキャッシュフローの改善と資金繰りの安定化を図る為の融資  
事業者専用当座貸越商品「Live・M」（ライブ・エム）

いわしんは、取引先のキャッシュフローの改善と資金繰りの安定化を図ることを目的に、動態モニタリング・実態把握・商流把握を行い、借入枠を確保する事業者専用当座貸越商品「Live・M」（ライブ・エム）を取扱っております。

▶事業者専用当座貸越商品「Live・M」（ライブ・エム）の実績（令和8年3月末時点）

|         |     |           |        |
|---------|-----|-----------|--------|
| 契 約 先 数 | 56先 | 極 度 額 総 枠 | 991百万円 |
| 利 用 先 数 | 38先 | 融 資 残 高   | 448百万円 |

## 金融円滑化法終了後の中小規模事業者に対する経営改善支援等の取組み状況

中小規模事業者の特性や事業の状況、事業の改善・再生の可能性等を勘案しながら、経営改善に向けた取組みを積極的に支援しており、また、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生協議会等の外部機関及び与信関連部署との連携を図りながら対応を行っている状況です。

なお、いわしんでは、顧客の抱える問題や課題に対しては、顧客の立場に立ち適切な解決策の提案ができるよう、外部専門家等の活用によりコンサルティング機能の発揮にも努めております。

### ◆金融円滑化法に基づく措置及び金融円滑化法終了後の対応状況

貸付けの条件変更等の申込みを受けた債権の件数の累計

(お客様が中小企業者の場合)

(単位：件)

|                      | 令和2年<br>3月末 | 令和3年<br>3月末 | 令和4年<br>3月末 | 令和5年<br>3月末 | 令和6年<br>3月末 | 令和7年<br>3月末 | 令和8年<br>3月末 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権 | 6,914       | 7,589       | 8,206       | 8,870       | 9,640       | 10,481      | 11,199      |
| うち、実行に係る貸付債権         | 6,766       | 7,427       | 8,050       | 8,680       | 9,422       | 10,235      | 10,881      |
| うち、謝絶に係る貸付債権         | 60          | 64          | 67          | 67          | 67          | 89          | 93          |
| うち、審査中の貸付債権          | 17          | 24          | 11          | 45          | 52          | 42          | 85          |
| うち、取下げに係る貸付債権        | 71          | 74          | 78          | 78          | 99          | 115         | 140         |

(お客様が住宅資金借入者の場合)

(単位：件)

|                      | 令和2年<br>3月末 | 令和3年<br>3月末 | 令和4年<br>3月末 | 令和5年<br>3月末 | 令和6年<br>3月末 | 令和7年<br>3月末 | 令和8年<br>3月末 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権 | 275         | 307         | 324         | 338         | 355         | 366         | 378         |
| うち、実行に係る貸付債権         | 241         | 272         | 289         | 305         | 322         | 333         | 344         |
| うち、謝絶に係る貸付債権         | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          |
| うち、審査中の貸付債権          | 3           | 2           | 2           | 0           | 0           | 0           | 1           |
| うち、取下げに係る貸付債権        | 21          | 23          | 23          | 23          | 23          | 23          | 23          |

### ◆「経営者保証に関するガイドライン」への対応

いわしんでは、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを丁寧かつ具体的な説明を行い、経営改善支援を行っています。

### ◆「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和7年度）

主たる事例はありませんでした。

### ◆「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

令和7年度いわしんにおいて、「新規に無保証で融資した件数」は472件（令和6年度632件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は44.11％（同45.46％）、「保証契約を解除した件数」は24件（同11件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（いわしんをメイン金融機関として実施したものに限る）」は0件（同0件）となっております。

# 業務のご案内

## ■主要な事業の内容

### A. 預金業務

#### 預 金

当座預金、普通預金、普通預金（無利息型）、貯蓄預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

### B. 貸出業務

#### (イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

#### (ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為

替手形の割引を取扱っております。

### C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### E. 附帯業務

#### (イ) 債務の保証業務

(ロ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

#### (ハ) 代理業務

(ア) 全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(二) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ヘ) 保護預り及び貸金庫業務

(ト) 損害保険の代理店業務

## (預金商品)

| 種 類     |          | 特 色                                                                                                 |                         | お預入れ期間        | お預入れ金額                |
|---------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|-----------------------|
| 総 合 口 座 |          | 一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資をセットした暮らしに欠かせない預金です。                                                            |                         | お出し入れ自由       | 1円以上                  |
| 普 通 預 金 |          | 給与、年金、配当金の受取り、公共料金の自動支払など、お気軽にご利用いただけます。                                                            |                         | お出し入れ自由       | 1円以上                  |
| 貯 蓄 預 金 |          | 貯蓄専用の預金です。当面お使いにならないお金の短期運用にご利用ください。<br>普通預金のような自動受取・引落しには利用できません。                                  |                         | お出し入れ自由       | 1円以上                  |
| 定 期 積 金 |          | 毎月一定の日に掛け金を積立てていく預金です。<br>事業の拡張資金、財産形成など計画的な資金づくりに最適な預金です。<br>毎月の掛け金はあなたのマネープランに合わせて、ご自由にお選びいただけます。 |                         | 1年～7年         | 1,000円以上              |
| 定期預金    | スーパー定期預金 | 市場金利に連動して利率が決まります。1,000万円未満の余裕資金の運用に最適な預金です。個人の方は複利型の取扱いも可能です。                                      |                         | 1ヶ月以上<br>5年以内 | 1,000円以上<br>1,000万円未満 |
|         | 期日指定定期預金 | 1年複利で有利な預金です。1年の据置期間経過後は、1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。                                                  |                         | 最長3年          | 1,000円以上<br>300万円未満   |
|         | 大口定期預金   | 1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。                                                                       |                         | 1ヶ月以上<br>5年以内 | 1,000万円以上             |
| 財形預金    | 財形年金預金   | お勤めの方の給与、                                                                                           | ゆとりある老後の蓄えの為の非課税扱い預金です。 | 5年以上          | 1,000円以上              |
|         | 財形住宅預金   | ボーナスからの天引き                                                                                          | 住宅取得の為の非課税扱い預金です。       | 5年以上          | 1,000円以上              |
|         | 一般財形預金   | 預金です。                                                                                               | 自由に使える預金です。             | 3年以上          | 1,000円以上              |
| 当 座 預 金 |          | 小切手、手形支払の専用口座です。                                                                                    |                         | お出し入れ自由       | 1円以上                  |
| 通 知 預 金 |          | 短期の余裕資金の運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡ください。                                                                |                         | 7日以上          | 1万円以上                 |
| 納税準備預金  |          | 納税の為の預金です。お利息に税金がかかりませんので、大変有利です。                                                                   |                         | 納税の際のお引き出し    | 1円以上                  |
| 決済用預金   |          | ペイオフ対象外の預金で全額保護されますが、お利息は付きません。                                                                     |                         | お出し入れ自由       | 1円以上                  |

## (窓販業務)

|          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 国債窓口販売   | 新規に発行される個人向け国債（3年固定・5年固定・10年変動利付国債）の取扱いを行っております。       |
| 投資信託窓口販売 | お客様の幅広い資金運用ニーズにお応えするために、投資信託の窓口販売を行っております。             |
| 保険窓口販売   | 長期火災保険（しんくみ安心マイホーム）・債務返済支援保険（しんくみ安心サポート）の窓口販売を行っております。 |

## (各種サービス)

| サービス名             | 内 容                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| キャッシュサービス         | いわしんのキャッシュカードは、MICSマークのある金融機関およびセブン銀行・ゆうちょ銀行でご預金のお引き出し、残高照会ができます。また、一部金融機関ではご入金・お振込もできます。 |
| 自動受取サービス          | 給与やボーナスのほか、厚生年金や国民年金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。                                                |
| 自動支払サービス          | 電気・ガス・水道・電話・NHK・税金・各種保険・各種クレジット代金などを、預金口座から自動的にお支払します。                                    |
| デビットカードサービス       | いわしんのキャッシュカードで、デビットカード加盟店でのお買い物の代金支払ができる便利なサービスです。                                        |
| インターネット・モバイルバンキング | パソコンや携帯電話で、振込・振替・残高照会・入出金明細照会などのサービスがご利用いただけます。                                           |
| 内 国 為 替           | 振込・手形の取引などを迅速・正確・安全に行います。                                                                 |
| でんさいサービス          | 手形・振込に代わる新たな決済手段としてでんさいネットの電子記録債権（でんさい）をご利用いただけます。                                        |
| QRコード決済サービス       | スマートフォンアプリを使用し、口座からの即時引落しやお買い物代金の支払いなどを無料で行うことができるサービスです。PayPay等取扱サービス拡大中です。              |

## (個人向け融資商品)

| 種 類                                            | 資金のお使いみち                                                         | ご 融 資 金 額                                | ご 融 資 期 間                                            |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| いわしん金利選択型<br>住宅ローン<br>「えらべくんネクストV」<br>「たすかるくん」 | 住宅の新築・新築住宅購入・中古住宅購入<br>住宅リフォーム資金・住宅ローンの借換資金                      | 5,000万円以内                                | 1年以上35年以内                                            |
| 長期固定金利型<br>住宅ローン<br>(いわしんフラット35)               | 住宅の新築・新築住宅購入・中古住宅購入・住宅ローン<br>の借換資金                               | 100万円以上8,000万円以下                         | 次のいずれか短いほう<br>①15年以上35年以内<br>②完済時の年齢が80歳となるまでの<br>年数 |
| おとりまとめローン                                      | 事業性資金を除く信販・消費者金融会社等の借入金とり<br>まとめ                                 | 10万円以上500万円以内                            | 6か月以上10年以内                                           |
| マイカーローン                                        | 自家用車、バイク購入、車検、修理費等車関連費用全般                                        | 10万円以上1,000万円以内                          | 6か月以上10年以内                                           |
| リフォームローン                                       | 自宅のリフォーム及び太陽光発電設備工事費等                                            | 10万円以上1,500万円以内                          | 6か月以上20年以内                                           |
| 教育ローン                                          | 受験時・入学時・在学中にかかる教育費用全般                                            | 10万円以上1,000万円以内<br>(但し医系以外は500万円)        | 6か月以上15年以内                                           |
| フリーローン                                         | お使いみち自由                                                          | 10万円以上1,000万円以内                          | 6か月以上10年以内                                           |
| カードローンネクスト                                     | お使いみち自由                                                          | 最高設定極度額500万円以内                           | 1年毎の自動更新                                             |
| 空き家活用ローン                                       | 空き家解体・空き家を賃貸するための改装、改築等空き<br>家を有効活用する目的の資金<br>(事業性及び転売目的での利用は除く) | 10万円以上500万円以内                            | 6か月以上10年以内                                           |
| 自動貸越サービス機能付き<br>普通預金「ゆうゆう」<br>「推し活・趣味活応援口座P」   | 生活資金、趣味に係る資金等                                                    | 「ゆうゆう」1回の年金額の50%<br>「推し活～」10万円・20万円・30万円 | 1年毎の自動更新                                             |

※各商品群には融資条件が異なる複数の商品があります。

## (事業者向け融資商品)

| 種 類                          | 資金のお使いみち                                       | ご 融 資 金 額                                         | ご 融 資 期 間                     |
|------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------|
| 事業者専用当座貸越<br>「ライブエム【Live-M】」 | 運転資金                                           | 1億円以内                                             | 1年毎更新                         |
| 事業承継資金<br>「つなぐ【TUNAGU】」      | 運転・設備資金                                        | 3億円以内                                             | 運転7年以内 設備15年以内<br>(据置期間1年以内)  |
| 創業・新事業支援資金<br>「フロンティア」       | 運転・設備資金                                        | 運転・設備 2,000万円以内 (運<br>転・設備併用の場合は2,000万<br>円限度とする) | 運転7年以内 設備10年以内<br>(据置期間3年以内)  |
| いわしん自然災害復興資金                 | 事業の再建に必要な運転・設備資金                               | 運転 3,000万円以内<br>設備 5,000万円以内                      | 運転7年以内 設備10年以内<br>(据置期間2年以内)  |
| カーボンニュートラル&<br>SDGs 応援事業者ローン | カーボンニュートラルへの取組みやSDGsへの取組<br>みを達成するための運転資金・設備資金 | 運転 2,500万円以内<br>設備 2,500万円以内<br>(併用時 2,500万円以内)   | 運転10年以内 設備15年以内<br>(据置期間1年以内) |

## (東日本大震災関連商品)

### ●法人・個人事業者向け災害復旧支援資金

| 種 類                          | 資金のお使いみち                                                        | ご 融 資 金 額                                   | ご 融 資 期 間      |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------|
| ふくしま復興特別資金                   | 事業の再建に必要な運転・設備資金                                                | 運転・設備8,000万円以内<br>(運転・設備併用の場合は8,000万円限度とする) | 15年以内 (据置3年以内) |
| ちいきの“力” 5000<br>ちいきの“力” 3000 | 事業の運営に必要な運転・設備資金                                                | 運転・設備5,000万円以内<br>運転・設備3,000万円以内            | 運転7年以内 設備10年以内 |
| 地域復興応援商品<br>「エール【YELL】」      | 医療介護・環境事業分野等、業容の<br>拡大、新分野への進出、雇用の創出<br>を目的とするために必要な運転・設<br>備資金 | 3億円以内                                       | 運転7年以内 設備20年以内 |

### ●個人向け災害復旧支援資金

| 種 類           | 資金のお使いみち                 | ご 融 資 金 額 | ご 融 資 期 間 |
|---------------|--------------------------|-----------|-----------|
| いわしん災害復興住宅ローン | 住宅の新築・購入・修繕 (リフォーム等)・整地等 | 5,000万円まで | 最長35年以内   |

## (代理店業務一覧)

- ・日本銀行蔵入復代理店
- ・株式会社日本政策金融公庫代理店
- ・株式会社商工組合中央金庫代理店
- ・全国信用協同組合連合会代理店
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機  
構代理店
- ・独立行政法人福祉医療機構代理店
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店
- ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店
- ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- ・年金積立金管理運用独立行政法人代理店
- ・福島県収納代理金融機関
- ・いわき市収納代理金融機関
- ・橋本町収納代理金融機関
- ・広野町収納代理金融機関



# 手数料一覧



《消費税込》

令和8年4月1日現在

| 振込等手数料（1件につき）                           |                          |                                 | 組合員     | 一 般    |
|-----------------------------------------|--------------------------|---------------------------------|---------|--------|
| 無通帳本人口座入金（当座、定積を除く）                     |                          |                                 | 220円    | 220円   |
| 口座振替手数料                                 |                          |                                 | 220円    | 220円   |
| 振                                       | 本 支 店                    | 自店宛                             | 220円    | 330円   |
|                                         |                          | 他店宛                             | 220円    | 440円   |
| ※平々本庁前、植葉⇨四倉の店舗間での振込は自店宛扱い（330円）となります。  |                          |                                 |         |        |
| 込                                       | 他 行                      | 電信扱                             | 770円    | 880円   |
|                                         |                          | 文書扱                             | 770円    | 880円   |
| 給<br>与<br>振<br>込                        | 本 支 店                    | 自店宛                             | 0円      | 0円     |
|                                         |                          | 他店宛                             | 0円      | 0円     |
|                                         | 他 行                      |                                 | 220円    | 220円   |
| ※総合振込依頼書を指定日の3営業日前までに持込み頂いた場合に限ります。     |                          |                                 |         |        |
| 送<br>金                                  | 本 支 店                    |                                 | 330円    | 330円   |
|                                         |                          | 電信扱                             | 770円    | 770円   |
|                                         |                          | 普通扱（送金小切手）                      | 770円    | 770円   |
| 代<br>金<br>取<br>立                        | 当 組 合                    | 当店券（自店宛）                        | 0円      | 0円     |
|                                         |                          | 当店券以外（他店宛）                      | 440円    | 440円   |
|                                         | 電子交換                     | 全国一律                            | 880円    | 880円   |
|                                         |                          | ※下記参照                           | 1,100円  | 1,100円 |
|                                         | 個別取立                     | 電子交換所不参加金融機関の手形・小切手、預金取立等が対象です。 |         |        |
| そ<br>の<br>他                             | 振込・送金・取立手形の組戻料           |                                 | 1,100円  | 1,100円 |
|                                         |                          | 不渡手形返却料                         | 1,100円  | 1,100円 |
|                                         |                          | 取立手形店頭呈示料                       | 1,100円  | 1,100円 |
| 定<br>額<br>自<br>動<br>送<br>金              | 申込手数料                    | 新規申込時                           | 1,100円  | 1,100円 |
|                                         |                          | 同支店内                            | 0円      | 0円     |
|                                         | 振 込                      | 他店宛                             | 220円    | 330円   |
|                                         |                          | 他金融機関宛                          | 550円    | 660円   |
| 取引履歴照会関連                                |                          |                                 | 金 額     |        |
| 記帳済取引                                   | 依頼日より起算して3ヶ月以内（1口座につき）   |                                 | 無料      |        |
| 履歴照会                                    | 3ヶ月超、10年以内（1口座につき）       |                                 | 1,100円  |        |
| 発行手数料                                   | 過去10年超（1口座につき）           |                                 | 3,300円  |        |
| 円 貨 両 替 ・ 入 出 金 ・ 集 配 金 関 連             |                          |                                 | 金 額     |        |
| 店頭における円貨両替<br>（金種指定払戻し含む）<br>※1、2、3、4   | 1枚～10枚                   |                                 | 無料      |        |
|                                         | 11枚～500枚                 |                                 | 550円    |        |
|                                         | 501枚～1,000枚              |                                 | 1,100円  |        |
|                                         | 1,000枚超 500枚毎            |                                 | 550円加算  |        |
| 入金手数料（大量硬貨）<br>※1、2                     | 1枚～50枚                   |                                 | 無料      |        |
|                                         | 51枚～500枚                 |                                 | 550円    |        |
|                                         | 501枚～1,000枚              |                                 | 1,100円  |        |
|                                         | 1,000枚超 500枚毎            |                                 | 550円加算  |        |
| ※1 店頭以外での受付も対象とします。                     |                          |                                 |         |        |
| ※2 1日当たりの合計枚数で算定します（同日複数処理をした場合など）。     |                          |                                 |         |        |
| ※3 職員が持参した場合は上記金額の2倍をいただきます。            |                          |                                 |         |        |
| ※4 万円券を除く枚数を基準としますが、万円券でも新券の場合は枚数に含めます。 |                          |                                 |         |        |
| 集配金手数料（大量硬貨） 週訪問回数×5,000円＋月間従量加算        |                          |                                 |         |        |
| 定例訪問及び<br>集金手数料                         | 月2回（月額）                  |                                 | 2,200円  |        |
|                                         | 月3回（月額）                  |                                 | 3,300円  |        |
|                                         | 週1回（月額）                  |                                 | 5,500円  |        |
|                                         | 週2回（月額）                  |                                 | 11,000円 |        |
|                                         | 週3回（月額）                  |                                 | 16,500円 |        |
|                                         | 週4回（月額）                  |                                 | 22,000円 |        |
| 週5回（月額）                                 |                          | 27,500円                         |         |        |
| その他手数料                                  |                          |                                 | 金 額     |        |
| 当<br>座<br>預<br>金                        | イメージサービス                 | 初回登録料 1先                        | 5,500円  |        |
|                                         | 小切手帳 1冊（50枚）             |                                 | 5,500円  |        |
|                                         | 約束手形帳 1冊（50枚）            |                                 | 5,500円  |        |
|                                         | マル専口座取扱手数料（割賦販売通知書1枚につき） |                                 | 3,300円  |        |
| マル専手形 1枚                                |                          |                                 | 550円    |        |
| 自己宛小切手                                  |                          |                                 | 550円    |        |
| 通帳証書等再発行                                |                          |                                 | 1,100円  |        |
| カード再発行（カード紛失の場合）                        |                          |                                 | 1,100円  |        |
| 証明書発行手数料                                | 残高証明書（3ヶ月前の応当日まで） 1通     |                                 | 660円    |        |
|                                         | 残高証明書（3ヶ月前の応当日より前） 1通    |                                 | 1,100円  |        |
|                                         | 残高証明書（継続発行） 1通           |                                 | 550円    |        |
|                                         | 英文証明書 1通                 |                                 | 1,100円  |        |
|                                         | その他証明書 1通                |                                 | 1,100円  |        |
|                                         | でんさい<br>ネット関係            | 定例発行方式                          | 1,650円  |        |
| 都度発行方式                                  |                          | 4,400円                          |         |        |
| 通常開示                                    |                          | 1,100円                          |         |        |
| 特例開示                                    |                          | 3,300円                          |         |        |
| 夜間金庫手数料                                 | 基本料                      | 年額                              | 26,400円 |        |
|                                         | 専用入金帳（1冊50枚綴）            |                                 | 1,650円  |        |
| 貸金庫手数料                                  | A型（植葉支店）                 | 年額                              | 3,960円  |        |
|                                         | B型（平支店）                  | 年額                              | 7,920円  |        |
|                                         | C型（平支店）                  | 年額                              | 10,560円 |        |
|                                         | D型（本店営業部＝小函）             | 年額                              | 23,760円 |        |
|                                         | E型（本店営業部＝大函）             | 年額                              | 26,400円 |        |
| そ の 他 手 数 料 II                          |                          |                                 | 金 額     |        |
| 各種照会票発行手数料（顧客取引情報照会票等）                  |                          |                                 | 550円    |        |
| 個人データ開示請求手数料                            |                          |                                 | 550円    |        |
| 国債等の窓口販売口座管理手数料                         |                          |                                 | 無料      |        |
| 未利用口座管理手数料                              |                          |                                 | 年間      | 1,320円 |

| 振込等手数料（1件につき）      |             |           | 組合員    | 一 般    |
|--------------------|-------------|-----------|--------|--------|
| インターネットバンキング       | 振 替         |           | 0円     | 0円     |
|                    | 振 込         | 同支店内      | 0円     | 0円     |
|                    |             | 他店宛       | 110円   | 110円   |
|                    |             | 他金融機関宛    | 330円   | 330円   |
| ビジネスバンキング          | 月額利用料（毎月末日） | オンラインサービス | 1,650円 | 1,650円 |
|                    |             | フルサービス    | 2,200円 | 2,200円 |
|                    | 振 替         |           | 0円     | 0円     |
|                    | 振 込         | 同支店内      | 0円     | 0円     |
|                    |             | 他店宛       | 110円   | 110円   |
|                    |             | 他金融機関宛    | 330円   | 330円   |
|                    | 給与・賞与 振込    | 同支店・他店宛   | 0円     | 0円     |
|                    | 他金融機関宛      | 110円      | 110円   |        |
| ATM（当組合カード他行カード利用） | 振 込         | 同支店内      | 0円     | 0円     |
| 他店宛                |             | 220円      | 220円   |        |
| 他金融機関宛             |             | 550円      | 550円   |        |
| 同支店内               |             | —         | 220円   |        |
| ATM（他行カード利用）       | 振 込         | 他店宛       | —      | 330円   |
|                    |             | 他金融機関宛    | —      | 660円   |

※視覚に障がいのある方が店頭振込する場合、手数料をATM振込時と同額と致します（障がい者手帳等を提示いただきます）。

| ATM・CD手数料関連 |             | 当組合カード | 県内信用組合 | その他  |
|-------------|-------------|--------|--------|------|
| 平 日         | 8：00～18：00  | 0円     | 0円     | 110円 |
|             | 18：00～21：00 | 0円     | 0円     | 220円 |
| 土 曜         | 8：00～14：00  | 0円     | 0円     | 110円 |
|             | 14：00～21：00 | 0円     | 0円     | 220円 |
| 日曜・祝日       | 8：00～21：00  | 0円     | 0円     | 220円 |

| 融 資 事 務                           |                                    | 金 額                    |          |
|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------|----------|
| 融資実行事務手数料（融資額500万円以上）             |                                    | 1件5,000円+（消費税）         |          |
| いわしんビジネスローン「みんなの力」事務手数料           |                                    | 融資額の0.5%+（消費税）         |          |
| いわしんビジネスローン「みんなの力II」事務手数料         |                                    | 融資額の5.0%+（消費税）         |          |
| 保証書発行手数料（公共工事損害担保等）               |                                    | 1枚1,000円+（消費税）         |          |
| 条件変更手数料（期間延長・返済方法変更等のお客様の都合によるもの） |                                    | 1件5,000円+（消費税）         |          |
| 繰上返済手数料（当組合でのお借換によるものは除く）         |                                    | 残元金の0.2%相当額（上限額5,500円） |          |
| 繰上返済手数料<br>令和5年1月以降               | 完済時融資残高 300万円未満                    | ※借換を除く                 | 10,000円  |
|                                   | 完済時融資残高1,000万円未満                   |                        | 30,000円  |
|                                   | 完済時融資残高1,000万円以上                   |                        | 50,000円  |
|                                   | 他行庫からの借換又は、令和5年1月以降適用金利の改定をした融資の借換 |                        | 残元金の2.0% |

※繰上返済関連は不課税のため消費税は不要

| 融資証明書 1通                              |         | 440円            |
|---------------------------------------|---------|-----------------|
| 動産・不動産担保事務関連                          |         | 金 額             |
| 不動産担保調査事務手数料<br>（住宅ローン・アパートローンを除く）    | 3千万円未満  | 10,000円+（消費税）   |
|                                       | 3千万円以上  | 20,000円+（消費税）   |
|                                       | 7千万円以上  | 30,000円+（消費税）   |
| 不動産担保調査事務手数料営業区域外加算<br>（事業性及びアパートローン） | 200km圏内 | 20,000円+（消費税）   |
|                                       | 200km圏外 | 40,000円+（消費税）   |
| 不動産担保変更事務手数料（極度額・順位・債務者などの登記変更を伴うもの）  |         | 20,000円+（消費税）   |
| 動産・流動資産担保調査事務手数料                      |         | 20,000円+（消費税）   |
| 抹消委任状発行手数料（※地公体への寄付行為によるものは除く）        |         | 1通10,000円+（消費税） |

| 住宅ローン・アパートローン関連    |                      | 金 額            |              |
|--------------------|----------------------|----------------|--------------|
| 住宅ローン事務取扱手数料       | 借換以外【全国保証、住宅融資保険の場合】 | 10,000円+（消費税）  |              |
|                    | 借換【全国保証、住宅融資保険の場合】   | 融資額の1.0%+（消費税） |              |
|                    | プロパーの場合              | 融資額の1.0%+（消費税） |              |
| アパートローン事務取扱手数料     | 【保証協会付保の場合】          | 10,000円+（消費税）  |              |
|                    | 借換以外【プロパーの場合】        | 融資額の2.5%+（消費税） |              |
|                    | 借換【プロパーの場合】          | 融資額の1.0%+（消費税） |              |
|                    | MG保証の場合              | 融資額の2.5%相当額    |              |
| 住宅ローン一部繰上返済手数料     | 平成22年3月までに実行された融資金   | 5,500円         |              |
|                    | 平成22年4月以降実行された融資金    | 返済元金の1.0%相当額   |              |
|                    | 平成22年3月までに実行された融資金   | 5,500円         |              |
|                    | 平成22年4月以降実行された融資金    | 残元金の2.0%相当額    |              |
| 住宅ローン繰上返済手数料       | 変動型                  |                |              |
|                    | 金利選択型                |                |              |
| 令和4年9月8日以降実行された融資金 | 固定期間の残年数             |                | 4年以内         |
| ※残年数は1年末満切捨て       |                      |                |              |
| アパートローン一部繰上返済手数料   | 平成29年12月末までに実行された融資金 | 5,500円         | 返済元金の1.0%相当額 |
|                    | 平成30年1月4日以降に実行された融資金 |                |              |
|                    | 平成29年12月末までに実行された融資金 | 5,500円         |              |
|                    | 平成30年1月4日以降に実行された融資金 | 残元金の2.0%相当額    |              |
| アパートローン繰上返済手数料     | 変動型                  |                |              |
|                    | 金利選択型                |                |              |
| 令和4年9月8日以降実行された融資金 | 固定期間の残年数             |                | 4年以内         |
| ※残年数は1年末満切捨て       |                      |                |              |

※繰上返済関連は不課税のため消費税は不要

|                                               |               |
|-----------------------------------------------|---------------|
| 住宅ローン・アパートローン金利選択手数料                          | 10,000円+（消費税） |
| 住宅ローン・アパートローン条件変更手数料（期間延長・返済方法変更等お客様の都合によるもの） | 10,000円+（消費税） |
| 全国保証(株)住宅ローン取扱手数料（全国保証(株)へお支払いいただきます）         | 50,000円+（消費税） |
| 住宅ローン融資保険付住宅ローン保険料                            | 所定の保険料額       |

# 自己資本充実の状況

## 自己資本調達手段の概要

いわしんの自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益準備金等により構成されております。  
なお、いわしんの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

| 発行主体                 | いわき信用組合  | いわき信用組合    |
|----------------------|----------|------------|
| 資本調達手段の種類            | 普通出資     | 非累積的永久優先出資 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 3,707百万円 | 16,629百万円  |
| 配当率                  | －%       | －%         |

※優先出資発行額25,000百万円のうち、8,370百万円を繰越欠損金の補填に充当しております。

## 自己資本の構成に関する事項（１）

（単位：百万円、％）

| 項目                                      | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-----------------------------------------|--------|--------|
| <b>コア資本に係る基礎項目（１）</b>                   |        |        |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定                | 22,103 | 16,684 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額                         | 22,449 | 20,336 |
| うち、利益剰余金の額                              | △345   | △3,652 |
| うち、外部流出予定額（△）                           | —      | —      |
| うち、上記以外に該当するものの額                        | —      | —      |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額              | 1,255  | 1,372  |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                       | 1,255  | 1,372  |
| うち、適格引当金コア資本算入額                         | —      | —      |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ）                        | 23,358 | 18,056 |
| <b>コア資本に係る調整項目（２）</b>                   |        |        |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 5      | 5      |
| うち、のれんに係るものの額                           | —      | —      |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額       | 5      | 5      |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額                 | —      | —      |
| 適格引当金不足額                                | —      | —      |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                  | —      | —      |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額      | —      | —      |
| 前払年金費用の額                                | 40     | 29     |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額          | —      | —      |

|                                                                                                             |         |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                                                                | —       | —       |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                                                                         | —       | —       |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額                                                                                         | —       | —       |
| 特定項目に係る10%基準超過額                                                                                             | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                                         | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                                       | —       | —       |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                                                                           | —       | —       |
| 特定項目に係る15%基準超過額                                                                                             | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                                         | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                                       | —       | —       |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                                                                           | —       | —       |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ）                                                                                            | 45      | 34      |
| <b>自己資本</b>                                                                                                 |         |         |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）                                                                                          | 23,312  | 18,022  |
| <b>リスク・アセット等（三）</b>                                                                                         |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                                            | 120,754 | 114,272 |
| 資産（オン・バランス）項目                                                                                               | 120,206 | 113,782 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | —       | —       |
| オフ・バランス取引等項目                                                                                                | 547     | 489     |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額                                                                                         | —       | —       |
| 中央精算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額                                                                             | —       | —       |
| マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額                                                                                  | —       | —       |
| 勘定間の振替分                                                                                                     | —       | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額                                                                               | 5,896   | 7,044   |
| 資本フロア調整額                                                                                                    | —       | —       |
| リスク・アセット等の額の合計額（二）                                                                                          | 126,651 | 121,316 |
| <b>自己資本比率</b>                                                                                               |         |         |
| 自己資本比率（（ハ）／（二））                                                                                             | 18.40   | 14.85   |

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、**いわしん**は国内基準により自己資本比率を算出しております。

# 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

| 科 目                                                                          | 令和6年度    |         | 令和7年度    |         |
|------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|----------|---------|
|                                                                              | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 (A)                                                    | 120,754  | 4,830   | 114,272  | 4,570   |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー                                               | 120,206  | 4,808   | 114,272  | 4,570   |
| (i) ソブリン向け                                                                   | 1,235    | 49      | 1,032    | 41      |
| (ii) 金融機関向け                                                                  | 11,466   | 458     | 12,839   | 513     |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                                          | 1,419    | 56      | 156      | 6       |
| (iii) カバード・ボンド向け                                                             | —        | —       | —        | —       |
| (iv) 法人等向け                                                                   | 23,584   | 943     | 19,366   | 774     |
| (v) 中小企業等・個人向け                                                               | —        | —       | —        | —       |
| (vi) 中堅中小企業等・個人向け                                                            | 11,731   | 469     | 9,523    | 380     |
| トランザクター向け                                                                    | 231      | 9       | 177      | 7       |
| (vii) 抵当権付住宅ローン                                                              | —        | —       | —        | —       |
| (viii) 不動産取得等事業向け                                                            | —        | —       | —        | —       |
| (ix) 不動産関連向け                                                                 | 41,758   | 1,670   | 38,705   | 1,548   |
| 自己居住用不動産等向け                                                                  | 10,954   | 438     | 10,286   | 411     |
| 賃貸用不動産向け                                                                     | 15,291   | 611     | 15,263   | 610     |
| 事業用不動産関連向け                                                                   | 14,141   | 565     | 12,200   | 488     |
| その他不動産関連向け                                                                   | 572      | 22      | 456      | 18      |
| ADC向け                                                                        | 800      | 32      | 500      | 20      |
| (x) 劣後債権及びその他資本性証券等                                                          | 2,503    | 100     | 3,004    | 120     |
| (xi) 延滞等向け                                                                   | 10,426   | 417     | 19,833   | 793     |
| (xii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                               | 184      | 7       | 488      | 19      |
| (13) 出資等                                                                     | —        | —       | —        | —       |
| 出資等のエクスポージャー                                                                 | —        | —       | —        | —       |
| 重要な出資のエクスポージャー                                                               | —        | —       | —        | —       |
| (14) 株式等                                                                     | —        | —       | —        | —       |
| (15) 重要な出資のエクスポージャー                                                          | —        | —       | —        | —       |
| (16) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | —        | —       | —        | —       |
| (17) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー                | 980      | 39      | 980      | 39      |
| (18) その他                                                                     | 16,882   | 675     | 8,497    | 339     |
| ②証券化エクスポージャー                                                                 | —        | —       | —        | —       |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                | —        | —       | —        | —       |
| ルック・スルー方式                                                                    | —        | —       | —        | —       |
| マンドート方式                                                                      | —        | —       | —        | —       |
| 蓋然性方式 (250%)                                                                 | —        | —       | —        | —       |
| 蓋然性方式 (400%)                                                                 | —        | —       | —        | —       |
| フォールバック方式 (1250%)                                                            | —        | —       | —        | —       |
| ④未決済取引                                                                       | —        | —       | —        | —       |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額                | —        | —       | —        | —       |
| ⑥C V A リスク相当額を8%で除して得た額                                                      | —        | —       | —        | —       |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー                                                            | —        | —       | —        | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (B)                                            | 5,896    | 235     | 7,044    | 281     |
| B I                                                                          | 3,931    | —       | 4,696    | —       |
| B I C                                                                        | 471      | —       | 563      | —       |
| 単体総所要自己資本額 (A + B)                                                           | 126,651  | 5,066   | 121,316  | 4,852   |

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。  
4. オペレーショナル・リスクは、**いわしん**は基礎的手法を採用しております。  
<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
  
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

# 信用リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要      7ページをご参照ください。

## 1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

| 地 域 別<br>業 種 別<br>期 間 別 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 |         |                                     |         |        |        |          |       | 延滞エクスポージャー |        |
|-------------------------|-------------------|---------|-------------------------------------|---------|--------|--------|----------|-------|------------|--------|
|                         |                   |         | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 |         | 債 券    |        | デリバティブ取引 |       |            |        |
|                         | 令和6年度             | 令和7年度   | 令和6年度                               | 令和7年度   | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和6年度      | 令和7年度  |
| 国 内                     | 256,570           | 238,936 | 129,014                             | 118,964 | 43,024 | 37,619 | －        | －     | 13,085     | 11,660 |
| 国 外                     | －                 | －       | －                                   | －       | －      | －      | －        | －     | －          | －      |
| 地 域 別 合 計               | 256,570           | 238,936 | 129,014                             | 118,964 | 43,024 | 37,619 | －        | －     | 13,085     | 11,660 |
| 製 造 業                   | 14,055            | 11,874  | 5,352                               | 4,286   | 8,703  | 7,589  | －        | －     | 360        | 91     |
| 農 業、林 業                 | 136               | 124     | 136                                 | 124     | －      | －      | －        | －     | 78         | －      |
| 漁 業                     | 236               | 212     | 236                                 | 212     | －      | －      | －        | －     | 12         | 12     |
| 鉱業、砕石業、砂利採取業            | 238               | 218     | 238                                 | 218     | －      | －      | －        | －     | －          | －      |
| 建 設 業                   | 15,789            | 13,499  | 15,499                              | 13,212  | 290    | 287    | －        | －     | 1,873      | 2,234  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業           | 2,529             | 2,318   | 699                                 | 605     | 1,830  | 1,713  | －        | －     | －          | －      |
| 情 報 通 信 業               | 1,204             | 1,162   | 128                                 | 134     | 789    | 788    | －        | －     | －          | －      |
| 運輸業、郵便業                 | 8,463             | 8,157   | 3,026                               | 2,779   | 5,436  | 5,378  | －        | －     | 6          | 66     |
| 卸売業、小売業                 | 9,705             | 8,379   | 8,035                               | 7,021   | 1,663  | 1,350  | －        | －     | 464        | 375    |
| 金融業、保険業                 | 92,844            | 90,867  | 2,127                               | 3,395   | 10,005 | 9,227  | －        | －     | －          | －      |
| 不 動 産 業                 | 41,510            | 37,417  | 27,276                              | 25,063  | 10,804 | 8,574  | －        | －     | 3,075      | 2,127  |
| 物 品 質 貸 業               | 168               | 164     | 168                                 | 164     | －      | －      | －        | －     | －          | －      |
| 学術研究、専門・技術サービス業         | 0                 | 0       | 0                                   | 0       | －      | －      | －        | －     | 334        | 238    |
| 宿 泊 業                   | 7,896             | 6,781   | 7,896                               | 6,781   | －      | －      | －        | －     | 2,354      | 1,966  |
| 飲 食 業                   | 1,844             | 1,392   | 1,844                               | 1,392   | －      | －      | －        | －     | 426        | 355    |
| 生活関連サービス業、娯楽業           | 788               | 632     | 788                                 | 632     | －      | －      | －        | －     | 145        | 171    |
| 教育、学習支援業                | 382               | 328     | 382                                 | 328     | －      | －      | －        | －     | 1          | 0      |
| 医 療、福 祉                 | 3,719             | 3,002   | 3,719                               | 3,002   | －      | －      | －        | －     | 153        | 0      |
| その他のサービス                | 10,873            | 8,745   | 10,209                              | 8,094   | 664    | 651    | －        | －     | 187        | 194    |
| そ の 他 の 産 業             | 61                | 81      | 61                                  | 81      | －      | －      | －        | －     | －          | 0      |
| 国・地方公共団体等               | 9,049             | 7,715   | 6,210                               | 5,653   | 2,839  | 2,062  | －        | －     | －          | －      |
| 個 人                     | 34,981            | 35,786  | 34,981                              | 35,786  | －      | －      | －        | －     | 693        | 913    |
| そ の 他                   | 96                | 81      | －                                   | －       | －      | －      | －        | －     | 2,916      | 2,916  |
| 業 種 別 合 計               | 256,570           | 238,936 | 129,014                             | 118,964 | 43,024 | 37,619 | －        | －     | 13,085     | 11,660 |
| 1 年 以 下                 | 57,207            | 58,515  | 29,251                              | 26,890  | 6,465  | 5,635  | －        | －     |            |        |
| 1 年 超 3 年 以 下           | 50,458            | 52,813  | 4,437                               | 6,551   | 4,841  | 12,081 | －        | －     |            |        |
| 3 年 超 5 年 以 下           | 22,859            | 18,194  | 7,314                               | 10,537  | 15,545 | 7,658  | －        | －     |            |        |
| 5 年 超 7 年 以 下           | 16,441            | 11,130  | 12,710                              | 7,403   | 3,731  | 3,727  | －        | －     |            |        |
| 7 年 超 10 年 以 下          | 25,263            | 19,806  | 12,822                              | 11,288  | 12,441 | 8,518  | －        | －     |            |        |
| 10 年 超                  | 56,056            | 49,709  | 56,056                              | 49,709  | －      | －      | －        | －     |            |        |
| 期間の定めのないもの              | 28,284            | 28,769  | 6,423                               | 6,585   | －      | －      | －        | －     |            |        |
| 残存期間別合計                 | 256,570           | 238,936 | 129,014                             | 118,964 | 43,024 | 37,619 | －        | －     |            |        |

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 項 目     |       | 期首残高  | 当期増加額 | 当期減少額 |       | 期末残高  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |       |       |       | 目的使用  | その他   |       |
| 一般貸倒引当金 | 令和6年度 | 807   | 1,255 | —     | 807   | 1,255 |
|         | 令和7年度 | 1,255 | 1,372 | —     | 1,255 | 1,372 |
| 個別貸倒引当金 | 令和6年度 | 894   | 4,097 | 363   | 86    | 4,541 |
|         | 令和7年度 | 4,541 | 2,055 | 547   | 104   | 6,049 |
| 合 計     | 令和6年度 | 1,701 | 5,352 | 363   | 894   | 5,797 |
|         | 令和7年度 | 5,797 | 3,427 | 547   | 1,359 | 7,421 |

## 3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

| 業 種 別           |  | 個 別 貸 倒 引 当 金 |       |       |       |           |       |       |       |       |       | 貸出金償却 |       |
|-----------------|--|---------------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                 |  | 期首残高          |       | 当期増加額 |       | 当 期 減 少 額 |       |       |       | 期末残高  |       |       |       |
|                 |  |               |       |       |       | 目的使用      |       | そ の 他 |       |       |       |       |       |
|                 |  | 令和6年度         | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和6年度     | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 国 内             |  | 894           | 4,541 | 4,097 | 2,159 | 363       | 547   | 86    | 104   | 4,541 | 6,049 | 1,629 | 1,315 |
| 国 外             |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 地 域 別 合 計       |  | 894           | 4,541 | 4,097 | 2,159 | 363       | 547   | 86    | 104   | 4,541 | 6,049 | 1,629 | 1,315 |
| 製 造 業           |  | —             | 25    | 25    | 0     | —         | —     | —     | 3     | 25    | 23    | 6     | 20    |
| 農 業 、 林 業       |  | 13            | 14    | 1     | 2     | —         | —     | —     | —     | 14    | 16    | —     | —     |
| 漁 業             |  | 5             | 3     | 0     | 0     | 1         | 0     | —     | —     | 3     | 3     | —     | —     |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 建 設 業           |  | 388           | 281   | 181   | 687   | 259       | 22    | 27    | 63    | 281   | 884   | 528   | 16    |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 情 報 通 信 業       |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 運 輸 業、 郵 便 業    |  | —             | —     | —     | 2     | —         | —     | —     | —     | —     | 2     | —     | —     |
| 卸 売 業、 小 売 業    |  | 27            | 53    | 27    | 18    | 0         | 7     | 1     | 0     | 53    | 63    | 24    | 5     |
| 金 融 業、 保 険 業    |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 不 動 産 業         |  | 227           | 488   | 336   | 771   | 69        | 264   | 5     | 24    | 488   | 970   | 532   | 818   |
| 物 品 賃 貸 業       |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 学術研究、専門・技術サービス業 |  | 12            | 18    | 5     | —     | —         | 5     | —     | 1     | 18    | 11    | —     | 11    |
| 宿 泊 業           |  | 20            | 539   | 521   | 504   | 1         | 195   | 1     | 1     | 539   | 846   | 410   | 337   |
| 飲 食 業           |  | 34            | 48    | 14    | 29    | —         | 34    | 0     | 1     | 48    | 41    | 30    | 58    |
| 生活関連サービス業、娯楽業   |  | 19            | 53    | 34    | 5     | —         | —     | —     | 0     | 53    | 58    | —     | 0     |
| 教 育、 学 習 支 援 業  |  | —             | 0     | 0     | —     | —         | 0     | —     | —     | 0     | —     | —     | 0     |
| 医 療 、 福 祉       |  | 0             | 8     | 8     | 10    | 0         | —     | —     | —     | 8     | 19    | 4     | 9     |
| そ の 他 の サ ー ビ ス |  | 49            | 17    | —     | 63    | 21        | 6     | 10    | —     | 17    | 73    | 51    | 3     |
| そ の 他 の 産 業     |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 国・地方公共団体等       |  | —             | —     | —     | —     | —         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 個 人             |  | 95            | 71    | 23    | 63    | 7         | 11    | 39    | 8     | 71    | 115   | 40    | 33    |
| そ の 他           |  | —             | 2,916 | 2,916 | —     | —         | —     | —     | —     | 2,916 | 2,916 | —     | —     |
| 合 計             |  | 894           | 4,541 | 4,097 | 2,159 | 363       | 547   | 86    | 104   | 894   | 6,049 | 1,629 | 1,315 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定める<br>リスク・ウェイト<br>区分 (%) | エクスポージャーの額       |         |             |       |               |        |                                       |         |
|------------------------------|------------------|---------|-------------|-------|---------------|--------|---------------------------------------|---------|
|                              | CCF・信用リスク削減効果適用前 |         |             |       | CCFの加重平均値 (%) |        | 資産の額及び与信相当額の合計額<br>(CCF・信用リスク削減効果適用後) |         |
|                              | オン・バランス資産項目      |         | オフ・バランス資産項目 |       |               |        |                                       |         |
|                              | 令和6年度            | 令和7年度   | 令和6年度       | 令和7年度 | 令和6年度         | 令和7年度  | 令和6年度                                 | 令和7年度   |
| 40%未満                        | 95,833           | 109,653 | —           | 1,530 | —             | 10.000 | 95,833                                | 109,806 |
| 40%～70%                      | 62,305           | 41,652  | 1,289       | 3,380 | 10.000        | 10.000 | 62,469                                | 41,970  |
| 75%                          | 15,633           | 20,768  | 8,439       | 2,756 | 10.000        | 9.000  | 16,017                                | 21,040  |
| 80%                          | —                | —       | —           | —     | —             | —      | —                                     | —       |
| 85%                          | 16,891           | 10,250  | —           | 551   | —             | 17.000 | 16,891                                | 10,884  |
| 90%～100%                     | 17,965           | 13,391  | —           | 995   | —             | 10.000 | 17,965                                | 13,401  |
| 105%～130%                    | 9,765            | 14,122  | —           | —     | —             | —      | 9,765                                 | 14,122  |
| 150%                         | 1,669            | 9,621   | —           | 19    | —             | 10.000 | 1,669                                 | 9,724   |
| 250%                         | —                | —       | —           | —     | —             | —      | —                                     | —       |
| 400%                         | —                | —       | —           | —     | —             | —      | —                                     | —       |
| 1,250%                       | —                | —       | —           | —     | —             | —      | —                                     | —       |
| その他                          | —                | —       | —           | —     | —             | —      | —                                     | —       |
| 合 計                          | 220,063          | 219,460 | 9,728       | 9,234 | 10.000        | 10.000 | 220,611                               | 220,949 |

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保・有価証券担保・不動産担保・保証等が該当します。

いわしんが扱う担保には、自組合預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金・上場株式・有価証券等、保証として信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証・その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| ポートフォリオ                        | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 |       | 保 証   |       | クレジット・デリバティブ |       |
|--------------------------------|-----------|----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
|                                |           | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和6年度        | 令和7年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー        |           | 1,801    | 1,351 | 209   | 197   | －            | －     |
| (i) ソブリン向け                     |           | －        | －     | －     | －     | －            | －     |
| (ii) 金融機関向け                    |           | －        | －     | －     | －     | －            | －     |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け            |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| (iii) カバード・ボンド                 |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| (iv) 法人等向け                     |           | 813      | 716   | －     | －     | －            | －     |
| (v) 中小企業等・個人向け                 |           |          |       |       |       |              |       |
| (vi) 中堅中小企業・個人向け               |           | 988      | 529   | 111   | 102   |              |       |
| (vii) 抵当権付住宅ローン                |           |          |       |       |       |              |       |
| (viii) 不動産取得等事業向け              |           |          |       |       |       |              |       |
| (ix) 不動産関連向け                   |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| 自己居住用不動産等向け                    |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| 賃貸用不動産向け                       |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| 事業用不動産関連向け                     |           | －        | －     |       |       |              |       |
| その他不動産関連向け                     |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| ADC向け                          |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| (x) 劣後債権及びその他資本性証券等            |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| (xi) 延滞等向け                     |           | －        | 104   | 97    | 93    |              |       |
| (xii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| (13) 出資等                       |           |          |       |       |       |              |       |
| 出資等のエクスポージャー                   |           |          |       |       |       |              |       |
| 重要な出資のエクスポージャー                 |           |          |       |       |       |              |       |
| (14) 株式等                       |           | －        | －     | －     | －     |              |       |
| (15) その他                       |           | －        | －     | 1     | 0     | －            | －     |

- (注) 1. いわしんは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。  
 3. 「その他」とは、(i) ～ (14) に区分されないエクスポージャーです。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程・役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクです。いわしんは、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等の広範なリスクであると考え、各管理規定に基づき、事故・不正等の防止や適切な安全対策の管理体制を強化し、問題点の評価及び改善策の協議を行っております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

いわしんは基礎的手法を採用しております。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

いわしんにおける出資等又は株式にあたるものは、上場株式・非上場株式・投資信託・関連会社出資金・その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

これらを含めた有価証券のリスクの認識については、「市場リスク管理マニュアル」に基づき、リスク管理部門で、時価評価及び予想損失額算出によりリスクを計測し把握すると共に、運用状況について常務会への報告により、運用継続についての是非を協議・検討するなど、適切なリスク管理に努めております。

### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

| 区 分    | 令和6年度    |       | 令和7年度    |       |
|--------|----------|-------|----------|-------|
|        | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 貸借対照表計上額 | 時 価   |
| 非上場株式等 | 4,825    | 4,825 | 5,159    | 5,159 |
| 合 計    | 4,825    | 4,825 | 5,159    | 5,159 |

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

|       | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|
| 売 却 益 | —     | —     |
| 売 却 損 | —     | —     |
| 償 却   | 38    | 15    |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

|         | 令和6年度   | 令和7年度   |
|---------|---------|---------|
| 評 価 損 益 | △ 2,187 | △ 3,213 |

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当ありません。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク |         |        |       |        |       |
|--------------|---------|--------|-------|--------|-------|
| 項番           |         | イ      | ロ     | ハ      | ニ     |
|              |         | △EVE   |       | △NII   |       |
|              |         | 令和6年度  | 令和7年度 | 令和6年度  | 令和7年度 |
| 1            | 上方平行シフト | 4,792  | 3,449 | 397    | 122   |
| 2            | 下方平行シフト | 0      | 0     | 0      | 0     |
| 3            | スティープ化  | 3,035  | 2,003 |        |       |
| 4            | フラット化   | —      | —     |        |       |
| 5            | 短期金利上昇  | —      | 742   |        |       |
| 6            | 短期金利低下  | —      | —     |        |       |
| 7            | 最大値     | 4,792  | 3,449 | 397    | 122   |
|              |         | ホ      |       | ヘ      |       |
|              |         | 令和6年度  |       | 令和7年度  |       |
| 8            | 自己資本の額  | 23,312 |       | 18,022 |       |

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

## 財務情報

## □貸借対照表

(単位：千円)

| 科　目              | 令和6年度                | 令和7年度                |
|------------------|----------------------|----------------------|
| (資　産　の　部)        |                      |                      |
| 現　　　　　金          | 3,394,945            | 5,379,145            |
| 預　　　　　け          | 73,030,026           | 68,394,137           |
| 有　　　価　　　証　券      | 47,450,383           | 42,684,139           |
| 国　　　　　　　債        | 1,480,948            | 1,466,020            |
| 地　　　　　方　　　債      | 712,190              | 707,456              |
| 社　　　　　　　債        | 38,007,116           | 33,128,774           |
| 株　　　　　　　式        | 319,299              | 319,272              |
| そ　 の　 他　 の　 証　 券 | 6,930,827            | 7,062,615            |
| 貸　　　　　出　　　金      | 121,814,290          | 112,051,228          |
| 割　　　引　　　手　形      | 97,876               | 92,862               |
| 手　形　貸　付          | 11,049,139           | 9,272,809            |
| 証　書　貸　付          | 108,398,793          | 100,388,813          |
| 当　座　貸　越          | 2,268,480            | 2,296,743            |
| そ　 の　 他　 資　 産    | 1,710,450            | 1,956,848            |
| 未　決　済　為　替　貸      | 30,964               | 23,697               |
| 全信組連出資金          | 980,300              | 980,300              |
| 前　払　費　用          | 11,798               | 285,550              |
| 未　収　収　益          | 269,453              | 300,654              |
| そ　 の　 他　 の　 資　 産 | 417,934              | 366,646              |
| 有形固定資産           | 2,718,062            | 2,612,758            |
| 建　　　　　　　物        | 1,423,355            | 1,352,577            |
| 土　　　　　　　地        | 1,079,602            | 1,079,602            |
| その他の有形固定資産       | 215,104              | 180,579              |
| 無形固定資産           | 7,039                | 7,039                |
| その他の無形固定資産       | 7,039                | 7,039                |
| 債務保証見返           | 115,570              | 72,718               |
| 貸倒引当金            | $\Delta$ 5,797,202   | $\Delta$ 7,421,380   |
| (うち個別貸倒引当金)      | $(\Delta$ 4,541,918) | $(\Delta$ 6,049,070) |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
|                  |                      |                      |
| 資　産　の　部　合　計      | 244,443,566          | 225,736,635          |

| 科 目             | 令和6年度       | 令和7年度       |
|-----------------|-------------|-------------|
| ( 負 債 の 部 )     |             |             |
| 預 金 積 金         | 193,851,026 | 135,062,609 |
| 当 座 預 金         | 1,482,785   | 825,369     |
| 普 通 預 金         | 92,225,233  | 67,913,030  |
| 貯 蓄 預 金         | 27,479      | 16,162      |
| 通 知 預 金         | 18,200      | 2,000       |
| 定 期 預 金         | 90,275,567  | 59,308,621  |
| 定 期 積 金         | 8,500,921   | 5,709,681   |
| そ の 他 の 預 金     | 1,320,838   | 1,287,734   |
| 借 用 金           | 29,000,000  | 74,320,000  |
| 借 入 金           | －           | 16,200,000  |
| 当 座 借 越         | 29,000,000  | 58,120,000  |
| そ の 他 負 債       | 1,157,497   | 2,424,146   |
| 未 決 済 為 替 借     | 95,083      | 64,714      |
| 未 払 費 用         | 255,471     | 243,003     |
| 給 付 補 填 備 金     | 29,696      | 31,782      |
| 未 払 法 人 税 等     | 11,114      | 11,114      |
| 前 受 収 益         | 107,349     | 72,947      |
| 払 戻 未 済 金       | 441,553     | 1,771,224   |
| 職 員 預 り 金       | 100,190     | 82,571      |
| そ の 他 の 負 債     | 117,038     | 146,786     |
| 賞 与 引 当 金       | 39,259      | 25,998      |
| 退 職 給 付 引 当 金   | 56,374      | 40,657      |
| 役員退職慰労引当金       | 6,164       | －           |
| 睡眠預金払戻損失引当金     | 1,210       | 48          |
| 偶 発 損 失 引 当 金   | 36,251      | 55,415      |
| 再評価に係る繰延税金負債    | 105,065     | 105,065     |
| 債 務 保 証         | 115,570     | 72,718      |
| 負 債 の 部 合 計     | 224,368,419 | 212,106,660 |
| ( 純 資 産 の 部 )   |             |             |
| 出 資 金           | 17,973,671  | 16,207,127  |
| 普 通 出 資 金       | 5,473,671   | 3,707,127   |
| 優 先 出 資 金       | 12,500,000  | 12,500,000  |
| 資 本 剰 余 金       | 4,475,710   | 4,129,798   |
| 資 本 準 備 金       | 4,475,710   | 4,129,798   |
| 利 益 剰 余 金       | △ 345,912   | △ 3,652,358 |
| 利 益 準 備 金       | 620,600     | －           |
| その他利益剰余金        | △ 966,512   | △ 3,652,358 |
| 特 別 積 立 金       | 3,580,000   | －           |
| 当期末処分剰余金        | △ 4,546,512 | △ 3,652,358 |
| 組 合 員 勘 定 合 計   | 22,103,469  | 16,684,567  |
| その他有価証券評価差額金    | △ 2,187,344 | △ 3,213,614 |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 | 159,022     | 159,022     |
| 評価・換算差額等合計      | △ 2,028,322 | △ 3,054,592 |
| 純 資 産 の 部 合 計   | 20,075,146  | 13,629,974  |
| 負債及び純資産の部合計     | 244,443,566 | 225,736,635 |

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 再評価を行った年月日          | 平成14年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額   | 486百万円     |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額   | 824百万円     |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 |            |

- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条1号及び3号に定める公示価額又は固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △224百万円
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店が資産査定を実施し融資部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,753百万円であります。
6. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- |                |            |
|----------------|------------|
| 年金資産の額         | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181百万円 |
| 差引額            | 35,953百万円  |
- (2) 制度全体に占める当組合の拠金拠出割合（令和6年4月1日 至令和7年3月31日）
- 1.092%
- (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の剰余金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
12. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 7,421百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業

年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 13. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、債権管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

###### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

###### (ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

###### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経理部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

###### (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金横金」、及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるように管理しております。

当組合のVaRは「預け金」、「貸出金」、「預金横金」及び「借入金」についてモンテカルロ・シミュレーション法（保有期間245日、信頼区間99％、観測期間2年）により、「有価証券」について分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99％、観測期間2年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推定値）は全体で1,597百万円です。

なお、当組合では、「有価証券」について、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

##### ③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

#### 14. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

|           | 貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額    |
|-----------|----------|---------|--------|
| (1) 預け金   | 68,394   | 67,931  | △462   |
| (2) 有価証券  |          |         |        |
| 満期保有目的の債券 | 20,388   | 19,492  | △895   |
| その他有価証券   | 21,895   | 21,895  | —      |
| (3) 貸出金   | 112,051  |         |        |
| 貸倒引当金     | △7,421   |         |        |
|           | 104,629  | 104,862 | 233    |
| 金融資産計     | 215,308  | 214,183 | △1,124 |
| (1) 預金横金  | 135,062  | 134,498 | △563   |
| (2) 借入金   | 74,320   | 74,213  | △106   |
| 金融負債計     | 209,382  | 208,712 | △670   |

(注) 1. 預け金、貸出金、預金横金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）  
金融資産

# 財務情報

## ①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

## ②有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については15.に記載しております。

## ③貸出金

貸出金は、以下の（i）～（ii）の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- （i）6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- （ii）（i）以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

## 金融負債

### ①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間満ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

### ②借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区 分               | 貸借対照表計上額 |
|-------------------|----------|
| 子 会 社 株 式（注1）     | 10       |
| 非 上 場 株 式（注1）     | 309      |
| 全 信 組 連 出 資 金（注1） | 980      |
| 組 合 出 資 金（注2）     | 80       |
| 合 計               | 1,380    |

- （注）1. 子会社株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券（単位：百万円）

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

|     | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額   |
|-----|----------|--------|------|
| 債 券 | 17,488   | 16,740 | △748 |
| 国 債 | 1,195    | 1,099  | △96  |
| 地方債 | 499      | 484    | △15  |
| 社 債 | 15,792   | 15,156 | △636 |
| その他 | 2,900    | 2,763  | △136 |
| 小 計 | 20,388   | 19,503 | △885 |
| 合 計 | 20,388   | 19,503 | △885 |

（3）子会社株式で時価のあるものはありません。

（4）その他有価証券（単位：百万円）

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

|     | 貸借対照表計上額 | 取得原価  | 差額 |
|-----|----------|-------|----|
| 債 券 | 207      | 200   | 7  |
| 地方債 | 207      | 200   | 7  |
| その他 | 1,608    | 1,532 | 75 |
| 小 計 | 1,816    | 1,732 | 83 |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

|     | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額     |
|-----|----------|--------|--------|
| 債 券 | 17,605   | 20,636 | △3,030 |
| 国 債 | 270      | 298    | △28    |
| 社 債 | 17,335   | 20,337 | △3,001 |
| その他 | 2,473    | 2,740  | △266   |
| 小 計 | 20,079   | 23,376 | △3,297 |
| 合 計 | 21,895   | 25,108 | △3,214 |

16. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

18. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次の通りであります。

（単位：百万円）

|     | 1年以内  | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超  |
|-----|-------|---------|----------|-------|
| 債 券 | 2,145 | 20,919  | 6,857    | 5,378 |
| 国 債 | —     | 199     | 1,266    | —     |
| 地方債 | —     | 707     | —        | —     |
| 社 債 | 2,145 | 20,013  | 5,590    | 5,378 |
| その他 | 1,101 | 1,800   | —        | 300   |
| 合 計 | 3,247 | 22,719  | 6,857    | 5,678 |

19. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸出金、[その他資産]中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 8,526百万円  |
| 危険債権額              | 7,834百万円  |
| 三月以上延滞債権額          | 27百万円     |
| 貸出条件緩和債権額          | 547百万円    |
| 合計額                | 16,937百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92百万円であります。
21. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,625百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,625百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものの必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

22. 有形固定資産の減価償却累計額 3,358百万円
23. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 47百万円  
この他、不祥事に起因する融資額を役員貸付金として計上した金額 2,916百万円
24. 子会社等の株式又は出資金の総額 86百万円
25. 子会社等に対する金銭債務総額 11百万円
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

|                |          |
|----------------|----------|
| 繰延税金資産         |          |
| 貸倒引当金限度超過額     | 3,889百万円 |
| 税務上の繰越欠損金（注1）  | 432      |
| 固定資産減損         | 132      |
| 減価償却限度超過額      | 64       |
| 退職給付引当金        | 11       |
| その他有価証券評価差額金   | 911      |
| その他            | 662      |
| 繰延税金資産小計       | 6,104    |
| 繰越欠損金に係る評価性引当額 | △432     |
| その他評価性引当額      | △5,672   |
| 評価性引当額小計       | △6,104   |
| 繰延税金資産合計       | —        |
| 繰延税金資産の純額      | —百万円     |

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額（単位：百万円）

|                      | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超  | 合 計  |
|----------------------|------|---------|---------|---------|---------|------|------|
| 税 務 上 の 繰 越 欠 損 金（a） | —    | —       | —       | —       | —       | 432  | 432  |
| 評 価 性 引 当 額          | —    | —       | —       | —       | —       | △432 | △432 |
| 繰 延 税 金 資 産          | —    | —       | —       | —       | —       | —    | —    |

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

27. 担保に提供している資産は次の通りであります。

・担保提供している資産 預け金 59,769百万円（信組保障基金保証金、信組内国為替運営機構保証金、日銀歳入復代理店保証金、福島県公金取扱担保、当座借越担保）

有価証券 35,217百万円

・担保資産に対応する債務 借入金74,320百万円

28. 出資1口当たりの純資産額は△1,533円53銭です。

## □損益計算書

(単位：千円)

| 科 目                    | 令和6年度              | 令和7年度              |
|------------------------|--------------------|--------------------|
| <b>経 常 収 益</b>         | 3,464,050          | 3,275,224          |
| 資 金 運 用 収 益            | 2,995,035          | 2,948,047          |
| 貸 出 金 利 息              | 2,395,208          | 2,292,748          |
| 預 け 金 利 息              | 106,061            | 176,262            |
| 有価証券利息配当金              | 454,541            | 452,990            |
| その他の受入利息               | 39,223             | 26,045             |
| 役 務 取 引 等 収 益          | 343,802            | 263,634            |
| 受入為替手数料                | 96,731             | 88,954             |
| その他の役務収益               | 247,070            | 174,679            |
| そ の 他 業 務 収 益          | 38,840             | 21,461             |
| 国債等債券売却益               | 22,895             | —                  |
| その他の業務収益               | 15,945             | 21,461             |
| そ の 他 経 常 収 益          | 86,372             | 42,081             |
| 償 却 債 権 取 立 益          | 71,392             | 34,694             |
| 株 式 等 売 却 益            | 7,019              | —                  |
| その他の経常収益               | 7,960              | 7,387              |
| <b>経 常 費 用</b>         | 5,894,801          | 6,585,316          |
| 資 金 調 達 費 用            | 208,494            | 896,189            |
| 預 金 利 息                | 164,068            | 288,936            |
| 給付補填備金繰入額              | 15,725             | 13,067             |
| 借 用 金 利 息              | 28,202             | 593,725            |
| その他の支払利息               | 497                | 459                |
| 役 務 取 引 等 費 用          | 279,156            | 272,848            |
| 支 払 為 替 手 数 料          | 31,755             | 29,498             |
| その他の役務費用               | 247,401            | 243,350            |
| そ の 他 業 務 費 用          | 198,888            | 271                |
| 国債等債券売却損               | 198,888            | —                  |
| その他の業務費用               | —                  | 271                |
| 経 費                    | 1,981,637          | 1,853,987          |
| 人 件 費                  | 1,123,739          | 927,543            |
| 物 件 費                  | 778,035            | 807,675            |
| 税 金                    | 79,861             | 118,768            |
| そ の 他 経 常 費 用          | 3,226,624          | 3,562,019          |
| 貸倒引当金繰入額               | 1,540,510          | 2,172,092          |
| 貸 出 金 償 却              | 1,603,540          | 1,315,739          |
| 債 権 売 却 損              | 4,172              | —                  |
| 株 式 等 償 却              | 472                | 27                 |
| そ の 他 資 産 償 却          | 1,417              | —                  |
| その他の経常費用               | 76,510             | 74,160             |
| <b>経 常 利 益 ( 損 失 )</b> | <b>△ 2,430,751</b> | <b>△ 3,310,092</b> |
| <b>特 別 利 益</b>         | <b>132,380</b>     | <b>52,026</b>      |
| 固 定 資 産 処 分 益          | 6,796              | —                  |
| 役員退職慰労引当金取崩額           | 125,584            | —                  |
| 役員退職慰労金返還              | —                  | 52,026             |
| <b>特 別 損 失</b>         | <b>330,435</b>     | <b>390,002</b>     |
| 固 定 資 産 処 分 損          | 5,125              | 2,760              |
| 減 損 損 失                | 231,378            | —                  |
| 第三者委員会調査費用             | —                  | 78,152             |
| 特別調査委員会調査費用            | —                  | 128,292            |
| 民 事 訴 訟 費 用            | —                  | 76,619             |
| 特 別 付 利 金 返 戻          | —                  | 104,177            |
| その他の特別損失               | 93,932             | —                  |
| <b>税引前当期純利益 (損失)</b>   | <b>△ 2,628,805</b> | <b>△ 3,648,068</b> |

| 科 目                         | 令和6年度              | 令和7年度              |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|
| <b>税引前当期純利益 (損失)</b>        | <b>△ 2,628,805</b> | <b>△ 3,648,068</b> |
| <b>法人税、住民税及び事業税</b>         | <b>4,290</b>       | <b>4,290</b>       |
| <b>法 人 税 等 調 整 額</b>        | <b>123,617</b>     | <b>—</b>           |
| <b>法 人 税 等 合 計</b>          | <b>127,907</b>     | <b>4,290</b>       |
| <b>当 期 純 利 益 ( 損 失 )</b>    | <b>△ 2,756,713</b> | <b>△ 3,652,358</b> |
| <b>繰 越 金 ( 当 期 首 残 高 )</b>  | <b>99,243</b>      | <b>—</b>           |
| <b>修正再表示による累積的影響額</b>       | <b>△ 1,940,680</b> | <b>—</b>           |
| <b>修正再表示を反映した繰越金(当期首残高)</b> | <b>△ 1,841,436</b> | <b>—</b>           |
| <b>再 評 価 差 額 金 取 崩 額</b>    | <b>51,637</b>      | <b>—</b>           |
| <b>当期末処分剰余金(未処理損失金)</b>     | <b>△ 4,546,512</b> | <b>△ 3,652,358</b> |

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 〇百万円  
子会社等との取引による費用総額 〇百万円
- 出資1口当たりの当期純損失 333円74銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

## □剰余金処分 (損失処理) 計算書

(単位：千円)

| 科 目                        | 令和6年度              | 令和7年度              |
|----------------------------|--------------------|--------------------|
| <b>当期末処分剰余金(当期末処理損失金額)</b> | <b>—</b>           | <b>—</b>           |
| <b>当期末処分剰余金(当期末処理損失金)</b>  | <b>△ 4,546,512</b> | <b>△ 3,652,358</b> |
| <b>特 別 積 立 金 取 崩 額</b>     | <b>3,580,000</b>   | <b>—</b>           |
| <b>利 益 準 備 金 取 崩 額</b>     | <b>620,600</b>     | <b>—</b>           |
| <b>資 本 準 備 金 取 崩 額</b>     | <b>345,912</b>     | <b>3,652,358</b>   |
| <b>剰 余 金 処 分 額</b>         | <b>—</b>           | <b>—</b>           |
| <b>利 益 準 備 金</b>           | <b>—</b>           | <b>—</b>           |
| 普通出資に対する配当金                | (年 -%の割合)          | (年 -%の割合)          |
| 優先出資に対する配当金                | (年 -%の割合)          | (年 -%の割合)          |
| <b>特 別 積 立 金</b>           | <b>—</b>           | <b>—</b>           |
| <b>繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )</b> | <b>—</b>           | <b>—</b>           |

## ■財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第78期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失処理計算書の適正性、及び同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

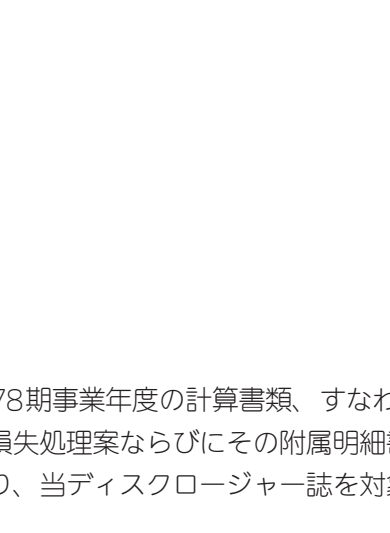
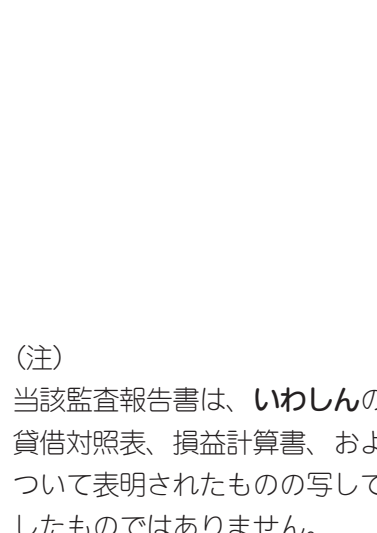
令和8年6月26日

いわき信用組合

理事長 金成 茂

## ■監査報告書

いわしんは協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に基づき、「東北監査法人」の監査を受けております。



(注)

当該監査報告書は、いわしんの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、および損失処理案ならびにその附属明細書について表明されたものの写しであり、当ディスクロージャー誌を対象としたものではありません。

## □業務粗利益及び業務純利益

(単位：千円)

| 科 目                           | 令和6年度     | 令和7年度     |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| 資 金 運 用 収 益                   | 2,995,035 | 2,948,047 |
| 資 金 調 達 費 用                   | 208,494   | 896,189   |
| 資 金 運 用 収 支                   | 2,786,540 | 2,051,857 |
| 役 務 取 引 等 収 益                 | 343,802   | 263,634   |
| 役 務 取 引 等 費 用                 | 279,156   | 272,848   |
| 役 務 取 引 等 収 支                 | 64,645    | △ 9,213   |
| そ の 他 業 務 収 益                 | 38,840    | 21,461    |
| そ の 他 業 務 費 用                 | 198,888   | 271       |
| そ の 他 の 業 務 収 支               | △ 160,048 | 21,189    |
| 業 務 粗 利 益                     | 2,691,137 | 2,063,833 |
| 業 務 粗 利 益 率                   | 1.09%     | 0.87%     |
| 業 務 純 益                       | 261,921   | 92,818    |
| 実 質 業 務 純 益                   | 709,499   | 209,845   |
| コ ア 業 務 純 益                   | 885,492   | 209,845   |
| コ ア 業 務 純 益<br>(投資信託解約損益を除く。) | 885,492   | 209,845   |

(注)

1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（令和6年度・令和7年度費用はともにありません）を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

## □資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

| 科 目         | 年 度         | 平均残高（百万円） | 利 息（千円）   | 利回り（％）    |      |
|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------|
| 資 金 運 用 勘 定 | 令和6年度       | 244,871   | 2,995,035 | 1.22      |      |
|             | 令和7年度       | 234,864   | 2,948,047 | 1.25      |      |
|             | う 貸 出 ち 金   | 令和6年度     | 122,399   | 2,395,208 | 1.95 |
|             |             | 令和7年度     | 115,870   | 2,292,748 | 1.97 |
|             | う 預 け ち 金   | 令和6年度     | 70,439    | 106,061   | 0.15 |
|             |             | 令和7年度     | 70,068    | 176,262   | 0.25 |
|             | う 有 価 証 券   | 令和6年度     | 51,052    | 454,541   | 0.89 |
|             |             | 令和7年度     | 47,944    | 452,990   | 0.94 |
| 資 金 調 達 勘 定 | 令和6年度       | 226,605   | 208,494   | 0.09      |      |
|             | 令和7年度       | 219,864   | 896,189   | 0.40      |      |
|             | う 預 金 積 ち 金 | 令和6年度     | 205,607   | 179,794   | 0.08 |
|             |             | 令和7年度     | 156,421   | 302,004   | 0.19 |
|             | う 借 用 ち 金   | 令和6年度     | 20,895    | 28,202    | 0.13 |
|             |             | 令和7年度     | 63,350    | 593,725   | 0.93 |

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年度・令和7年度残高はともにありません）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和6年度・令和7年度残高はともにありません）および利息（令和6年度・令和7年度利息はともにありません）をそれぞれ控除して表示しています。

## □受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

| 項 目           | 令和6年度   | 令和7年度    |
|---------------|---------|----------|
| 受 取 利 息 の 増 減 | 103,720 | △ 46,988 |
| 支 払 利 息 の 増 減 | 139,750 | 687,695  |

## □役務取引の状況

(単位：千円)

| 科 目               | 令和6年度   | 令和7年度   |
|-------------------|---------|---------|
| 役 務 取 引 等 収 益     | 343,802 | 263,634 |
| 受 入 為 替 手 数 料     | 96,731  | 88,954  |
| そ の 他 の 受 入 手 数 料 | 244,140 | 171,825 |
| その他の役務取引等収益       | 2,930   | 2,854   |
| 役 務 取 引 等 費 用     | 279,156 | 272,848 |
| 支 払 為 替 手 数 料     | 31,755  | 29,498  |
| そ の 他 の 支 払 手 数 料 | 3,818   | 3,987   |
| その他の役務取引等費用       | 243,583 | 239,363 |

# 財務情報

## □その他業務収益の内訳

(単位：千円)

| 項 目       | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-----------|--------|--------|
| 外国為替売買益   | —      | —      |
| 商品有価証券売買益 | —      | —      |
| 国債等債券売却益  | 22,895 | —      |
| 国債等債券償還益  | —      | —      |
| その他の業務収益  | 15,945 | 21,461 |
| その他業務収益合計 | 38,840 | 21,461 |

## □経費の内訳

(単位：千円)

| 科 目       | 令和6年度     | 令和7年度     |
|-----------|-----------|-----------|
| 人 件 費     | 1,123,739 | 927,543   |
| 報酬給料手当    | 917,079   | 762,579   |
| 賞与引当金純繰入額 | 3,341     | —         |
| 退職給付費用    | 60,499    | 44,631    |
| 社会保険料等    | 142,819   | 120,331   |
| 物 件 費     | 778,035   | 807,675   |
| 事務費       | 341,370   | 412,127   |
| 固定資産費     | 145,920   | 123,360   |
| 事業費       | 88,979    | 79,996    |
| 人事厚生費     | 48,709    | 44,577    |
| 預金保険料     | 29,976    | 30,165    |
| その他       | 123,078   | 117,448   |
| 税金        | 79,861    | 118,768   |
| 経 費 合 計   | 1,981,637 | 1,853,987 |

## □総資産利益率

(単位：%)

| 区 分       | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-----------|--------|--------|
| 総資産経常利益率  | △ 0.97 | △ 1.35 |
| 総資産当期純利益率 | △ 1.10 | △ 1.49 |

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

## □総資金利鞘等

(単位：%)

| 区 分        | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|
| 資金運用利回(A)  | 1.22  | 1.25  |
| 資金調達原価率(B) | 0.96  | 1.25  |
| 総資金利鞘(A-B) | 0.26  | 0.00  |

(注)

$$\text{資金運用利回} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

## □ 預貸率及び預証率

(単位：％)

| 区 分   |         | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|---------|-------|-------|
| 預 貸 率 | 期 末     | 62.83 | 82.96 |
|       | 期 中 平 均 | 59.53 | 74.07 |
| 預 証 率 | 期 末     | 24.47 | 31.60 |
|       | 期 中 平 均 | 24.83 | 30.65 |

(注)

$$1. \text{ 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

## □ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

| 区 分                   | 令和6年度  | 令和7年度 |
|-----------------------|--------|-------|
| 1 店 舗 当 り の 預 金 残 高   | 12,923 | 9,004 |
| 1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高 | 8,120  | 7,470 |

## □ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

| 区 分                     | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------------|-------|-------|
| 職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高   | 1,160 | 871   |
| 職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高 | 729   | 722   |

## □ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

| 区 分     |          | 令和6年度   |         | 令和7年度   |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
|         |          | 件 数     | 金 額     | 件 数     | 金 額     |
| 送 金・振 込 | 他の金融機関向け | 201,345 | 118,682 | 189,375 | 122,723 |
|         | 他の金融機関から | 258,052 | 154,374 | 249,361 | 137,371 |
| 代 金 取 立 | 他の金融機関向け | 1,711   | 150     | 1,553   | 292     |
|         | 他の金融機関から | 19,767  | 6,687   | 19,974  | 5,532   |

## □ 公共債窓販実績

(単位：百万円)

| 項 目               | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------------|-------|-------|
| 国 債 ・ そ の 他 公 共 債 | 520   | 1,147 |

## □ 公共債引受額

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|
| 国 債 | —     | —     |

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

# 財務情報

## □預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 目    | 令和6年度   |       | 令和7年度   |       |
|--------|---------|-------|---------|-------|
|        | 金 額     | 構成比   | 金 額     | 構成比   |
| 流動性預金  | 101,481 | 49.4  | 83,163  | 53.2  |
| 定期性預金  | 104,126 | 50.6  | 73,257  | 46.8  |
| 譲渡性預金  | —       | —     | —       | —     |
| その他の預金 | —       | —     | —       | —     |
| 合 計    | 205,607 | 100.0 | 156,421 | 100.0 |

## □預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

| 区 分  | 令和6年度   |       | 令和7年度   |       |
|------|---------|-------|---------|-------|
|      | 金 額     | 構成比   | 金 額     | 構成比   |
| 個人   | 150,354 | 77.6  | 107,547 | 79.6  |
| 法人   | 43,496  | 22.4  | 27,514  | 20.4  |
| 一般法人 | 42,995  | 22.2  | 27,261  | 20.2  |
| 金融機関 | 254     | 0.1   | 97      | 0.1   |
| 公金   | 246     | 0.1   | 155     | 0.1   |
| 合 計  | 193,851 | 100.0 | 135,062 | 100.0 |

## □定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

| 種 目      | 令和6年度  |       | 令和7年度  |       |
|----------|--------|-------|--------|-------|
|          | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 構成比   |
| 固定金利定期預金 | 90,265 | 100.0 | 65,018 | 100.0 |
| 変動金利定期預金 | —      | —     | —      | —     |
| その他の定期預金 | —      | —     | —      | —     |
| 合 計      | 90,265 | 100.0 | 65,018 | 100.0 |

## □財形貯蓄残高

(単位：百万円)

| 項 目    | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|-------|-------|
| 財形貯蓄残高 | 25    | 23    |

## □有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

| 区 分    | 令和6年度  |       | 令和7年度  |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|
|        | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 構成比   |
| 国債     | 1,291  | 2.6   | 1,493  | 3.1   |
| 地方債    | 577    | 1.1   | 699    | 1.4   |
| 社債     | 41,298 | 80.9  | 38,044 | 79.3  |
| 株式     | 319    | 0.6   | 319    | 0.6   |
| 外国証券   | 3,471  | 6.8   | 3,318  | 6.9   |
| その他の証券 | 4,094  | 8.0   | 4,069  | 8.4   |
| 合 計    | 51,052 | 100.0 | 47,944 | 100.0 |

(注) いわしんは、商品有価証券を保有しておりません。

# □有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種 目     | 年 度   | 期間の定めのないもの | 1年以内  | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超  | 合 計    |
|---------|-------|------------|-------|---------|----------|-------|--------|
| 国 債     | 令和6年度 | —          | —     | 199     | 1,281    | —     | 1,480  |
|         | 令和7年度 | —          | —     | 199     | 1,266    | —     | 1,466  |
| 地 方 債   | 令和6年度 | —          | —     | 499     | 212      | —     | 712    |
|         | 令和7年度 | —          | —     | 707     | —        | —     | 707    |
| 社 債     | 令和6年度 | —          | 3,342 | 20,383  | 8,045    | 6,236 | 38,007 |
|         | 令和7年度 | —          | 2,145 | 20,013  | 5,590    | 5,378 | 33,128 |
| 株 式     | 令和6年度 | 319        | —     | —       | —        | —     | 319    |
|         | 令和7年度 | 319        | —     | —       | —        | —     | 319    |
| 外 国 証 券 | 令和6年度 | —          | 201   | 2,903   | —        | 300   | 3,404  |
|         | 令和7年度 | —          | 1,101 | 1,800   | —        | 300   | 3,201  |
| その他の証券  | 令和6年度 | 3,526      | —     | —       | —        | —     | 3,526  |
|         | 令和7年度 | 3,860      | —     | —       | —        | —     | 3,860  |
| 合 計     | 令和6年度 | 3,845      | 3,543 | 23,985  | 9,540    | 6,536 | 47,450 |
|         | 令和7年度 | 4,179      | 3,247 | 22,719  | 6,857    | 5,678 | 42,684 |

# □有価証券、金銭の信託等の取得価額または契約価額、時価及び評価損益

## (1) 有価証券

①売買目的有価証券 該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

|                    | 種 類   | 令和6年度    |        |       | 令和7年度    |        |       |
|--------------------|-------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|
|                    |       | 貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額   | 貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額   |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの  | 債 券   | —        | —      | —     | —        | —      | —     |
|                    | 地 方 債 | —        | —      | —     | —        | —      | —     |
|                    | 社 債   | —        | —      | —     | —        | —      | —     |
|                    | そ の 他 | —        | —      | —     | —        | —      | —     |
|                    | 小 計   | —        | —      | —     | —        | —      | —     |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 債 券   | 17,530   | 17,059 | △ 470 | 17,488   | 16,729 | △ 758 |
|                    | 国 債   | 1,195    | 1,150  | △ 45  | 1,195    | 1,099  | △ 96  |
|                    | 地 方 債 | 499      | 488    | △ 11  | 499      | 484    | △ 15  |
|                    | 社 債   | 15,835   | 15,421 | △ 414 | 15,792   | 15,145 | △ 647 |
|                    | そ の 他 | 2,900    | 2,789  | △ 110 | 2,900    | 2,763  | △ 136 |
| 合 計                |       | 20,430   | 19,849 | △ 581 | 20,388   | 19,492 | △ 895 |

(注) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

|                      | 種 類   | 令和6年度    |        |         | 令和7年度    |        |         |
|----------------------|-------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|
|                      |       | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差 額     | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差 額     |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 債 券   | 1,721    | 1,700  | 20      | 207      | 200    | 7       |
|                      | 国 債   | —        | —      | —       | —        | —      | —       |
|                      | 地 方 債 | 212      | 200    | 12      | 207      | 200    | 7       |
|                      | 社 債   | 1,508    | 1,500  | 7       | —        | —      | —       |
|                      | そ の 他 | 709      | 701    | 7       | 1,608    | 1,532  | 75      |
| 小 計                  |       | 2,430    | 2,402  | 28      | 1,816    | 1,732  | 83      |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 債 券   | 20,948   | 22,617 | △ 1,668 | 17,605   | 20,636 | △ 3,030 |
|                      | 国 債   | 285      | 298    | △ 12    | 270      | 298    | △ 28    |
|                      | 社 債   | 20,663   | 22,319 | △ 1,655 | 17,335   | 20,337 | △ 3,001 |
|                      | そ の 他 | 3,224    | 3,771  | △ 546   | 2,473    | 2,740  | △ 266   |
|                      | 小 計   | 24,173   | 26,389 | △ 2,215 | 20,079   | 23,376 | △ 3,297 |
| 合 計                  |       | 26,604   | 28,791 | △ 2,187 | 21,895   | 25,109 | △ 3,213 |

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## ⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

|                | 令和6年度    | 令和7年度    |
|----------------|----------|----------|
|                | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子 会 社 株 式 (注1) | 10       | 10       |
| 非 上 場 株 式 (注1) | 309      | 309      |
| 全信組連出資金 (注1)   | 980      | 980      |
| 組 合 出 資 金 (注2) | 96       | 80       |
| 合 計            | 1,395    | 1,380    |

(注)

1. 子会社株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(2) 金銭の信託 該当ありません。

(3) 金融先物取引・デリバティブ取引等 該当ありません。

# 財務情報

## □貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

| 科 目     | 令和6年度   |       | 令和7年度   |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 金 額     | 構成比   | 金 額     | 構成比   |
| 割 引 手 形 | 102     | 0.1   | 102     | 0.1   |
| 手 形 貸 付 | 10,223  | 8.4   | 9,255   | 8.0   |
| 証 書 貸 付 | 110,201 | 90.0  | 104,348 | 90.0  |
| 当 座 貸 越 | 1,871   | 1.5   | 2,163   | 1.9   |
| 合 計     | 122,399 | 100.0 | 115,870 | 100.0 |

## □貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

| 区 分     | 令和6年度   |       | 令和7年度   |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 金 額     | 構成比   | 金 額     | 構成比   |
| 運 転 資 金 | 51,474  | 42.3  | 45,886  | 41.0  |
| 設 備 資 金 | 70,339  | 57.7  | 66,164  | 59.0  |
| 合 計     | 121,814 | 100.0 | 112,051 | 100.0 |

## □貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

| 科 目     | 令和6年度   |       | 令和7年度   |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 金 額     | 構成比   | 金 額     | 構成比   |
| 固 定 金 利 | 57,170  | 46.9  | 51,304  | 45.8  |
| 変 動 金 利 | 64,644  | 53.1  | 60,747  | 54.2  |
| 合 計     | 121,814 | 100.0 | 112,051 | 100.0 |

## □担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

| 区 分                   | 令和6年度   |         | 令和7年度   |         |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
|                       | 貸出金     | 債務保証見返額 | 貸出金     | 債務保証見返額 |
| 当 組 合 預 金 積 金         | 1,799   | —       | 1,349   | —       |
| 有 価 証 券               | —       | —       | —       | —       |
| 動 産                   | 55      | —       | 47      | —       |
| 不 動 産                 | 61,450  | 7       | 56,413  | 7       |
| そ の 他                 | 107     | —       | 100     | —       |
| 小 計                   | 63,412  | 7       | 57,911  | 7       |
| 信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険 | 18,632  | 4       | 16,244  | 3       |
| 保 証                   | 29,099  | 82      | 26,538  | 61      |
| 信 用                   | 10,670  | 21      | 11,356  | —       |
| 合 計                   | 121,814 | 115     | 112,051 | 71      |

## □貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

| 業 種 別           | 令和6年度   |       | 令和7年度   |       |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|
|                 | 金 額     | 構成比   | 金 額     | 構成比   |
| 製 造 業           | 5,153   | 4.2   | 4,240   | 3.8   |
| 農 業、林 業         | 127     | 0.1   | 121     | 0.1   |
| 漁 業             | 204     | 0.1   | 211     | 0.2   |
| 鉱業、碎石業、砂利採取業    | 238     | 0.2   | 217     | 0.2   |
| 建設業             | 14,312  | 11.7  | 12,908  | 11.5  |
| 電気、ガス、熱供給、水道業   | 644     | 0.5   | 591     | 0.5   |
| 情報通信業           | 125     | 0.1   | 110     | 0.1   |
| 運輸業、郵便業         | 2,971   | 2.4   | 2,757   | 2.5   |
| 卸売業、小売業         | 7,517   | 6.1   | 6,827   | 6.1   |
| 金融業、保険業         | 3,240   | 2.6   | 3,392   | 3.0   |
| 不動産業            | 26,161  | 21.4  | 24,967  | 22.3  |
| 物品賃貸業           | 166     | 0.1   | 162     | 0.1   |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | —       | —     | —       | —     |
| 宿泊業             | 7,320   | 6.0   | 6,711   | 6.0   |
| 飲食業             | 1,524   | 1.2   | 1,352   | 1.2   |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 786     | 0.6   | 632     | 0.6   |
| 教育、学習支援業        | 379     | 0.3   | 327     | 0.3   |
| 医療、福祉           | 3,662   | 3.0   | 2,965   | 2.6   |
| その他のサービス        | 8,801   | 7.2   | 7,808   | 7.0   |
| その他の産業          | 61      | 0.0   | 80      | 0.1   |
| 小 計             | 83,396  | 68.4  | 76,388  | 68.2  |
| 国・地方公共団体等       | 6,210   | 5.1   | 5,653   | 5.0   |
| 個人（住宅・消費・納税資金等） | 32,207  | 26.4  | 30,009  | 26.8  |
| 合 計             | 121,814 | 100.0 | 112,051 | 100.0 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## □住宅ローン・消費者ローン残高

(単位：百万円、%)

| 区 分         | 令和6年度  |       | 令和7年度  |       |
|-------------|--------|-------|--------|-------|
|             | 金 額    | 構成比   | 金 額    | 構成比   |
| 住 宅 ロ ー ン   | 19,955 | 73.6  | 18,686 | 74.0  |
| 消 費 者 ロ ー ン | 7,164  | 26.4  | 6,563  | 26.0  |
| 合 計         | 27,119 | 100.0 | 25,249 | 100.0 |

## □代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

| 区 分         | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|
| 全国信用協同組合連合会 | —     | —     |
| (株)商工組合中央金庫 | 1     | —     |
| (株)日本政策金融公庫 | 66    | 60    |
| 住宅金融支援機構    | 3,277 | 3,029 |
| 福祉医療機構      | 15    | 13    |
| そ の 他       | —     | —     |
| 合 計         | 3,359 | 3,102 |

## □貸出金償却額

(単位：百万円)

| 項 目         | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|
| 貸 出 金 償 却 額 | 1,603 | 1,315 |

# 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」、★印は「金融再生法」に基づく法定開示項目であります。

|                |                                    |   |   |   |     |       |
|----------------|------------------------------------|---|---|---|-----|-------|
| こ              | あ                                  | い | さ | つ | 2   |       |
| 【概況・組織】        |                                    |   |   |   |     |       |
| 1              | 事                                  | 業 | 方 | 針 | 3   |       |
| 2              | 事                                  | 業 | の | 組 | 織 * | 12    |
| 3              | 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)                |   |   |   | *   | 12    |
| 4              | 会計監査人の氏名又は名称                       |   |   |   | *   | 12    |
| 5              | 店舗一覧(事務所の名称・所在地)                   |   |   |   | *   | 46    |
| 6              | 自動機器設置状況                           |   |   |   |     | 46    |
| 7              | 地区一覧                               |   |   |   |     | 46    |
| 8              | 組合員数                               |   |   |   |     | 11    |
| 【主要事業内容】       |                                    |   |   |   |     |       |
| 9              | 主要な事業の内容                           |   |   |   | *   | 23    |
| 10             | 信用組合の代理業者                          |   |   |   | *   | 該当なし  |
| 【業務に関する事項】     |                                    |   |   |   |     |       |
| 11             | 事業の概況                              |   |   |   | *   | 10    |
| 12             | 経常収益                               |   |   |   | *   | 11    |
| 13             | 業務純益                               |   |   |   |     | 38    |
| 14             | 経常利益(損失)                           |   |   |   | *   | 11    |
| 15             | 当期純利益(損失)                          |   |   |   | *   | 10、11 |
| 16             | 出資総額、出資総口数                         |   |   |   | *   | 11    |
| 17             | 純資産額                               |   |   |   | *   | 11    |
| 18             | 総資産額                               |   |   |   | *   | 11    |
| 19             | 預金積金残高                             |   |   |   | *   | 10、11 |
| 20             | 貸出金残高                              |   |   |   | *   | 10、11 |
| 21             | 有価証券残高                             |   |   |   | *   | 11    |
| 22             | 単体自己資本比率                           |   |   |   | *   | 10、11 |
| 23             | 出資配当金                              |   |   |   | *   | 11    |
| 24             | 職員数                                |   |   |   | *   | 11    |
| 【主要業務に関する事項】   |                                    |   |   |   |     |       |
| 25             | 業務粗利益及び業務粗利益率                      |   |   |   | *   | 38    |
| 26             | 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支            |   |   |   | *   | 38    |
| 27             | 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、<br>利回り、資金利鞘 |   |   |   | *   | 38、39 |
| 28             | 受取利息、支払利息の増減                       |   |   |   | *   | 38    |
| 29             | 役務取引の状況                            |   |   |   |     | 38    |
| 30             | その他業務収益の内訳                         |   |   |   |     | 39    |
| 31             | 経費の内訳                              |   |   |   |     | 39    |
| 32             | 総資産経常利益率                           |   |   |   | *   | 39    |
| 33             | 総資産当期純利益率                          |   |   |   | *   | 39    |
| 【預金に関する事項】     |                                    |   |   |   |     |       |
| 34             | 預金種目別平均残高                          |   |   |   | *   | 41    |
| 35             | 預金者別預金残高                           |   |   |   |     | 41    |
| 36             | 財形貯蓄残高                             |   |   |   |     | 41    |
| 37             | 職員1人当り預金残高                         |   |   |   |     | 40    |
| 38             | 1店舗当り預金残高                          |   |   |   |     | 40    |
| 39             | 定期預金種類別残高                          |   |   |   | *   | 41    |
| 【貸出金に関する事項】    |                                    |   |   |   |     |       |
| 40             | 貸出金種類別平均残高                         |   |   |   | *   | 43    |
| 41             | 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額                |   |   |   | *   | 43    |
| 42             | 貸出金金利区分別残高                         |   |   |   | *   | 43    |
| 43             | 貸出金使途別残高                           |   |   |   | *   | 43    |
| 44             | 貸出金業種別残高・構成比                       |   |   |   | *   | 44    |
| 45             | 預貸率(期末・期中平均)                       |   |   |   | *   | 40    |
| 46             | 住宅ローン・消費者ローン残高                     |   |   |   |     | 44    |
| 47             | 代理貸付残高の内訳                          |   |   |   |     | 44    |
| 48             | 職員1人当り貸出金残高                        |   |   |   |     | 40    |
| 49             | 1店舗当り貸出金残高                         |   |   |   |     | 40    |
| 【有価証券に関する事項】   |                                    |   |   |   |     |       |
| 50             | 商品有価証券の種類別平均残高                     |   |   |   | *   | 取扱なし  |
| 51             | 有価証券の種類別平均残高                       |   |   |   | *   | 41    |
| 52             | 有価証券種類別残存期間別残高                     |   |   |   | *   | 42    |
| 53             | 預証率(期末・期中平均)                       |   |   |   | *   | 40    |
| 【経営管理体制に関する事項】 |                                    |   |   |   |     |       |
| 54             | 法令遵守の体制                            |   |   |   | *   | 4     |
| 55             | リスク管理体制                            |   |   |   | *   | 6、7   |
| 56             | 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容                  |   |   |   | *   | 6     |
| 【財産の状況】        |                                    |   |   |   |     |       |
| 57             | 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失処理)計算書         |   |   |   | *   | 33~36 |
| 58             | 協金法開示債権及び金融再生法の保全・引当状況             |   |   |   | ★   | 8     |
| 59             | 自己資本充実状況(自己資本比率明細)                 |   |   |   | *   | 26~32 |
| 60             | 有価証券、金銭の信託等の評価                     |   |   |   | *   | 42    |
| 61             | 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)                  |   |   |   | *   | 30    |
| 62             | 貸出金償却の額                            |   |   |   | *   | 44    |
| 63             | 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について             |   |   |   |     | 37    |
| 64             | 会計監査人による監査                         |   |   |   | *   | 37    |
| 【その他の業務】       |                                    |   |   |   |     |       |
| 65             | 内国為替取扱実績                           |   |   |   |     | 40    |
| 66             | 公共債窓販実績                            |   |   |   |     | 40    |
| 67             | 公共債引受額                             |   |   |   |     | 40    |
| 68             | 手数料一覧                              |   |   |   |     | 25    |
| 【その他】          |                                    |   |   |   |     |       |
| 69             | いわしんの考え方                           |   |   |   |     | 3     |
| 70             | 沿革・歩み                              |   |   |   |     | 13    |
| 71             | 継続企業の前提の重要な疑義                      |   |   |   | *   | 該当なし  |
| 72             | 総代会について                            |   |   |   |     | 13~16 |
| 73             | 報酬体系について                           |   |   |   |     | 17    |
| 【地域貢献に関する事項】   |                                    |   |   |   |     |       |
| 74             | 地域経済発展への貢献                         |   |   |   |     | 18    |
| 75             | 中小企業の経営改善支援及び<br>地域活性化のための取組み      |   |   |   | *   | 19~21 |

# 店舗のご案内

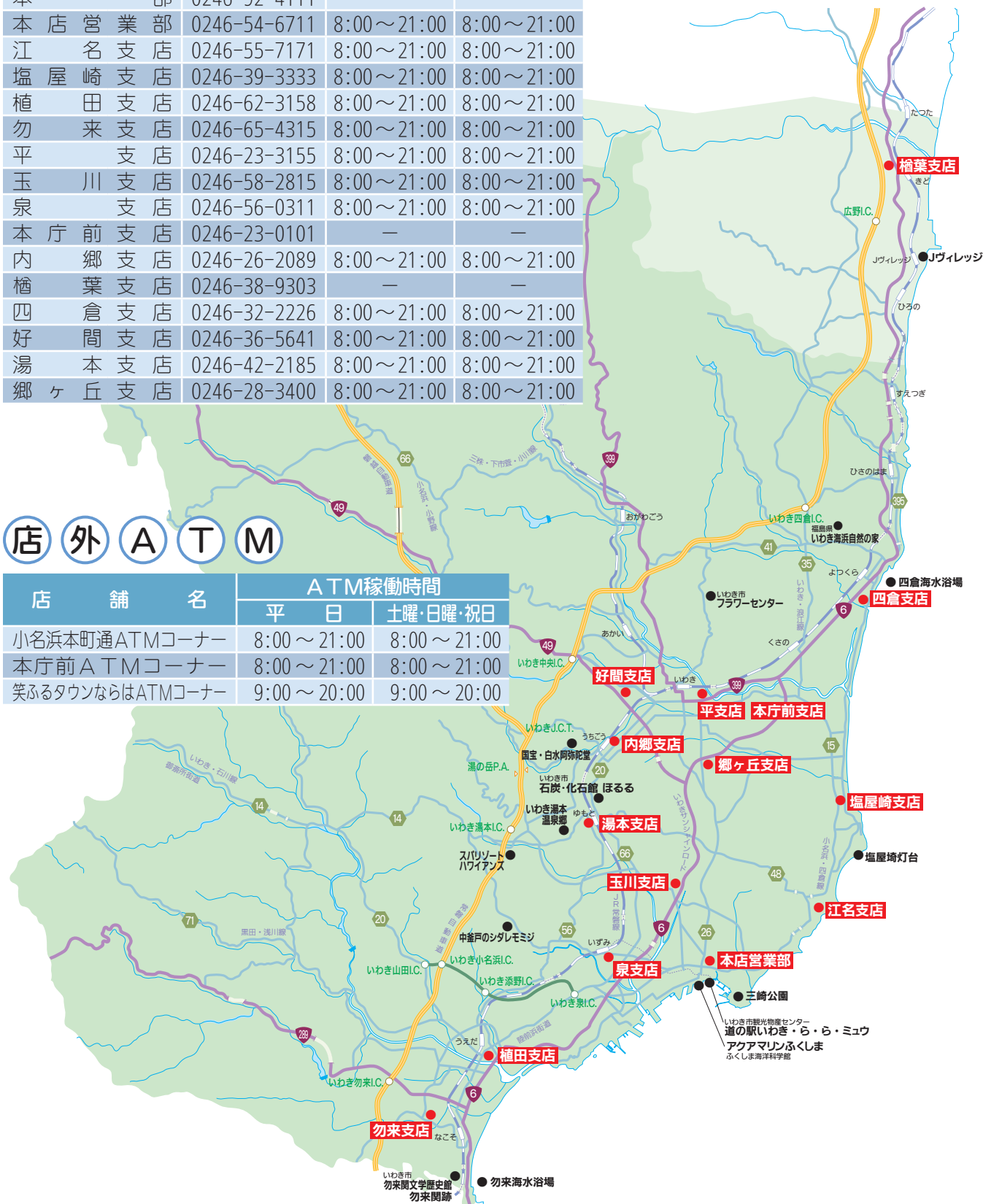
## 店舗一覧

※東日本大震災による被害及び福島第一原発の影響により、  
 楢葉支店は四倉支店にて営業を行っております。  
 ※本庁前支店は平支店内にて営業を行っております。  
 (令和8年6月末現在)

| 店舗名   | 電話番号         | ATM稼働時間    |            |
|-------|--------------|------------|------------|
|       |              | 平日         | 土曜・日曜・祝日   |
| 本部    | 0246-92-4111 | —          | —          |
| 本店営業部 | 0246-54-6711 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 江名支店  | 0246-55-7171 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 塩屋崎支店 | 0246-39-3333 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 植田支店  | 0246-62-3158 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 勿来支店  | 0246-65-4315 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 平支店   | 0246-23-3155 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 玉川支店  | 0246-58-2815 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 泉支店   | 0246-56-0311 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 本庁前支店 | 0246-23-0101 | —          | —          |
| 内郷支店  | 0246-26-2089 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 楢葉支店  | 0246-38-9303 | —          | —          |
| 四倉支店  | 0246-32-2226 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 好間支店  | 0246-36-5641 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 湯本支店  | 0246-42-2185 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 郷ヶ丘支店 | 0246-28-3400 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |

## 店外ATM

| 店舗名              | ATM稼働時間    |            |
|------------------|------------|------------|
|                  | 平日         | 土曜・日曜・祝日   |
| 小名浜本町通ATMコーナー    | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 本庁前ATMコーナー       | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |
| 笑ふるタウンならはATMコーナー | 9:00～20:00 | 9:00～20:00 |





<https://www.iwaki-shinkumi.com/>  
E-mail : [customer@iwaki-shinkumi.com](mailto:customer@iwaki-shinkumi.com)